

大正期の日本思想と政治的多元論 Political Pluralism

— 中島重の場合 —

西 田 毅

はじめに — 大正期の時代的雰囲気

I 大正デモクラシー状況と近代政治学の形成

— 「国家学」 Staatslehre からの方法的自立をめざして —

II 中島重と Political Pluralism 研究

1 政治的多元主義思想との出会い

2 多元論的国家思想の論評と受容

(1) 英独国家観の比較

(イ) B・ボザンケット「国家全体社会説」

(ロ) H・スペンサー「国家株式会社説」

(2) 両学説の論評

- (3) 「絶対目的論」的職能論と道德律
 - (4) 国家は目的なりや手段なりや
 - (5) 国際関係論
 - (6) 国家の定義
 - (イ) 団体 association と基本社会 community 考
 - (ロ) 国家は団体 association の一種なり
 - (7) 歴史的に観た基本社会と国家の関係
- III 政治的多元論とギルド社会主義
- 1 ナショナル・ギルドと国家主権
 - (1) ギルド社会主義、その歴史と主張
 - (2) 中島の視角
 - (3) G・D・H・コールとナショナル・ギルド
 - 2 「職能連邦国」論—H・J・ラスキの「多元国」とコールの「共同体」—
 - (1) 中島のラスキ研究の特徴
 - (2) ラスキの「多元国」論とギルド社会主義思想
 - (3) コール「合同議會」論の変遷—分権的社会組織の具体像—
- むすび 二つの「職能連邦国」論—新たな国家像をもとめて—

はじめに——大正期の時代の雰囲気

大正時代（一九二二—二六）は、「栄光」の明治とカタストロフィの昭和のあいだに挟まれた、どちらかといえば、影の薄い時代というイメージがある。しかし、大正期の時代解釈と評価は論者によって多様で、一つに括ることは容易ではない。政治思想や精神的にいえば、明治末から大正期にかけて、天皇制国家のもつ求心的な強権政治の威力や「国体」イデオロギーの信条体系に対する疑念が、徐々に芽生え始めた時期と捉えることができる。それは日露戦争前後の政治・社会運動における民衆勢力の台頭、たとえば足尾銅山鉱毒事件や非戦論・初期社会主義、労働運動などの展開によって、そしてまた文学哲学の世界における自然主義や浪漫主義的本能主義、懷疑煩悶の時代の到来とともに青年層を中心に自我と人間凝視の傾向が高まり、華嚴の滝に投身自殺した藤村操の死（明治三六年）に象徴されるような人生に煩悶する幾多の青年が輩出した。

戊申詔書（一九〇八年）の発布は、こうした価値観の多様化と「人心の浮華」に対して危機感を抱いた桂内閣が、勤儉尚武の国民精神教化のために取った政策といえよう。

また、国家主義・ナショナリズムの観点からいえば、大正期は日清・日露両大戦の勝利を経て築き上げた早熟な「帝国」の形成の余勢を駆って、米英主導による「ワシントン体制」（一九二一年一月から翌二二年二月までワシントンで国際会議が開かれ、第一次世界大戦後の極東と太平洋における列強の勢力を確定する体制を設定）への反発から軍部の主導による軍備の強化と帝国主義的發展をめざし、中国・アジア大陸の植民地経営に突き進む昭和前期の「一五年戦争」にいたる過渡期としての性格も指摘できよう。さらにまた、日露戦争後の憲政擁護運動や大正デモクラシーの勃興に対して、社会に漲る「反抗的空気」と国家の求心力の衰退（「中心点」の失墜）を憂えた徳富蘇峰らの危機感が表明

される反面、民衆勢力の政治の世界への進出や自発的な社会集団の価値が積極的に評価されるようになった時代でもあった。そのような社会現象が発生した背景には、やはり、第一次世界大戦の終結と国際主義的風潮の高まり、そしてロシアにおける社会主義革命の勃発が与えたインパクトなどがあつたと考えられる。その意味で大正期は、まさに、イデオロギーと大衆の時代のはじまりであつた。

それに加えて、隣国中国の辛亥革命と東洋最初の共和制の誕生や五四運動（一九一九年）など、中国民衆の反帝反封建闘争の激化、そして国内における明治天皇の死に象徴される「明治精神の終焉」なども数えられよう。このような世界史的規模での精神的な地殻変動が日本の知識人に与えた影響は何か。

ここでは、大正期日本の政治学・政治思想の動向を第一次世界大戦前後にイギリスで台頭してきた政治的多元論 political pluralism の受容を中心に考察してみたい。

丸山真男（一九一四—一九九六）は「科学としての政治学」（一九四七年）で、日本の政治学史を概観して戦前日本の政治学が「現実科学」として著しい遅れを取つていたこと、政治権力や制度の実態を客観的に分析する政治学にとつて、学問研究の自由や言論表現の自由といった市民的自由や政治的自由の保障は、斯学の発展にとつて不可欠の要件であることを指摘した。現に戦前の日本で政治学関係の著述が一番多く出たのは、「大正七年頃から昭和初期まで」（丸山）といわれるが、その背景には明治末から大正期にかけて展開された憲政擁護運動や上に見たような第一次世界大戦後のデモクラシー運動の勃興があつたことを指摘できよう。政治的自由と市民的自由の基盤が脆弱であつた戦前のわが国にあって、知識人・社会科学者にとつて大正期は昭和初期の「暗い谷間」の時代の到来を前にした、いわば、束の間の自由を享受し得た時代であつたとしてもいえるのであろうか。

I 大正デモクラシー状況と近代政治学の形成

——「国家学」Staatslehre からの方法的自立をめぐる——

小野塚喜平次『政治学大綱』

東京帝国大学法科大学に新設された政治学講座の初代の担当者で、のちに東大総長も経験した小野塚喜平次（一八七〇—一九四四）は、一九〇三年（明治三六）に『政治学大綱』（上下二巻）を著した。それは、彼にとって年来の課題であった政治学の学問的独立、とりわけ、国家学からの自立が試みられた記念碑的業績でこの書はわが国の近代政治学の礎石として定評がある。近代政治学は他の社会諸科学と同様、維新後のわが国に西洋から移入された学問であるが、明治時代の政治学はドイツ国法学 Staatsrechtslehre や一般国家学 Allgemeine Staatslehre の影響が強く、明治憲法下の官憲的法治国家の成立に大きく拘束されていた¹⁾。

小野塚は、「国家に関する学」である「政治学ヲ、他ノ社会的国家的ノ諸学科ヨリ分離シ、独立シテ研究スベキ」方法をどのように構築したのか。その方法論議に注目したい。

小野塚は、国家の研究を純理的と応用的の二つに分け、さらに前者の「純理的」研究を記述的と説明的に分ち、後者を汎論と各論に分類した。純理と応用に分けたのは、国家諸学の研究は単なる純理的研究に尽きず、さらに純理学的研究成果を利用して、その目的を達成する方法もあわせて研究する必要があるという考えに基づく。そしてこの純理学的記述や説明が国家原論であるとした。応用的汎論と各論については、前者を政策原論とよび、この国家原論と政策原論をあわせたものが国家学の範囲になる。それが、広義の国家学から区別された狭義の政治学（「国家ノ事実的説明ヲ与ヘ其政策ノ基礎ヲ論ズル学」ということになる。この政策原論の重視が小野塚政治学のユニークな考えで、それは

さらに政策前論と政策本論の二部に分かれたれ、政策前論において国家原論と政策原論との結合を図るために、国家の目的と手段の体系という論理的なフレームワークを提起して問題解決の鍵を見出そうとした。蠟山政道は小野塚の政治学独立の抱負を十分評価しながら、なお国家の事実的説明とその政策の基礎を論ずることの關係の説明が必要であり、さらに政治学がなぜ国家原論と政策原論の二重構造をもつのか、その点の解明が不十分で、方法論上の不備を免れないと批判している（『日本における近代政治学の発達』一九四九）。

小野塚の政治学研究は政治学の方法論的模索と並んで、『欧州現代立憲政況一斑』（一九〇八）や『現代欧州の憲政』（一九一三）、『欧州現代政治及び学説論集』（一九一六）といった現代ヨーロッパの立憲政治や政党の実証的な研究がある。明治三〇年から四年間ヨーロッパと米国に留学するが、欧州留学で彼は独仏英三国の政治の比較研究や輿論政治、立憲的民主主義の理論とその運用に大きな関心を払った。その方法論は「総合的經驗主義、あるいは折衷的な實際的理想主義」²に立ち、政治の実証的研究を重視する姿勢を示した。そしてその研究対象は近代政治思想または政治学説の研究と国家観念および構造の分析という二つの領域から成っていた。

要するに、彼は国家存在の理由や目的について抽象的な理論的検討に満足するだけでなく、近代政治を構成するファクターである政党の政策的活動の積極的考察など、リアルな現実「政治」や「政策」概念の研究など具体的なテーマを通して政治学的方法的自立の道を提示していた。また小野塚政治学には「政策原論」を重視するなど、政策の形成と決定過程が核心的テーマである現代政治学の先駆的な業績が含まれているといえよう。

吉野作造と「民本主義」

中島重の直接の恩師にあたる吉野作造（一八七八—一九三三）は小野塚の最初の高弟であり、大正期におけるデモク

ラシーと近代政治学の形成に大きな足跡を残した政治学者である。

『中央公論』に発表した有名な「憲政の本義を説いてその有終の美をなすの途を論ず」（一九一六）は「民本主義」の意義を明らかにし、大正デモクラシーの思想的基礎付けを行なった古典的論文である。吉野は東大の授業だけでなく、当時、大学教授が敬遠していた学外の新聞雑誌にも積極的に寄稿し、広く民衆に対して立憲政治の意義を説いた。とくに『中央公論』には、一九一三年（大正二）以来、主筆滝田榜陰の請を容れて頻繁に評論を寄稿していた。吉野の民主主義論の特色は端的に言って「民本主義」の主張にある。デモクラシーの訳語に「民本主義」を選んだ理由を説明して彼は次のように述べている。

「民主主義といえは、社会民主党などという場合におけるがごとく、『国家の主権は人民にあり』という危険なる学説と混同されやすい。また平民主義といえは、平民と貴族とを対立せしめ、貴族を敵にして平民に味方するの意味に誤解せらるるの恐れがある。ひとり民衆主義の文字だけは、以上のごとき欠点はないけれども、民衆を『重んずる』という意味があらわれないきらいがある。われわれが視（み）てもって憲政の根柢となすところのものは、政治上一般民衆を重んじ、その間に貴賤上下の別を立てず、しかも国体の君主制たると共和制たるとを問わず、あまねく通用するところの主義たるがゆえに、民本主義という比較的新しい用語が一番適當であるかと思う」（「憲政の本義」）

吉野が憲法の精神的根柢に設定した「民本主義」とは、明治憲法に定める主権在君の原則を認め、「統治権の総攬」者としての天皇主権との衝突を回避し、あくまでも主権の運用を重視し、政治の目的は一般民衆の利福の実現にあり、政策の決定は輿論に基づくべしという主張を展開した。したがって、「共和国を唯一の正当なる国家」、「君主国のごときは不合理なる虚偽の国家」と説く「絶対的または哲学的民主主義」は、わが国で受け入れることのできない「危険思想」と断じたのである。吉野の主権の所在を不問に付す考えは、このように明解な民本主義と民主主義の確固たる区別

に由来する発想であり、その意味で、それは必ずしも当局による言論弾圧を意識した韜晦戦術ではないといえよう。

美濃部・吉野の学統を継ぐ中島政治学

日本の近代政治学の学統からいえば、中島重（一八八八—一九四六）は当然、小野塚・吉野の系譜につながるのだが、彼の場合、吉野に倣ってこのようなデモクラシー論や主権論、そして議院内閣政治の確立をめざした貴族院・枢密院・軍の憲法蹂躪など非立憲制度の改革論、無産政党政成論といった実践的な政治改革の提言を積極的に行なった形跡はみられない。また、東大新人会が結成（一九一八年）される前に中島が大学を卒業していたこともあって、吉野門下の他の社会主義（社会民主主義）的傾向の強いグループにみられるような無産労働運動へのコミットはない。反面、中島には、海老名弾正（一八五六—一九三七）をはじめ本郷教会や後年の賀川豊彦らキリスト教徒との深い接触交流があったことに注目する必要がある。その意味で、中島は同志社で同僚であった今中次麿や山本龜市らとともに、海老名が主宰する雑誌『新人』の同人として活躍した「新社」系に所属しており、年齢的に少し若い「東大新人会」系の住谷悦治や林要・河野密らとは思想的にやや立場を異にしていたといえよう。

中島が吉野の政治学説を具体的にどのように継承したのか、吉野について言及した文章が少ないこともあってその点の実証的な説明は困難である。しかし、彼の関心が憲法学や法理学にあったことも影響しているかと思われるが、国家論や政体、天皇及び摂政、日本国民の権利義務といった日本国家の法律上の地位や組織に関する日本憲法論が初期中島の重要な仕事として残っている。一九二七年に公刊された『日本憲法論』（前年に非売品で謄写版刷りの上下二巻本が出ている）はその代表的な仕事である。すなわち、彼は美濃部達吉（一八七三—一九四八）の自由主義的な「天皇機関説」の解釈に立った憲法学を祖述し、議院内閣政治と政党政治支持の立場を表明していた。その意味では立憲政治の理

念を強調する吉野の衣鉢を立派に継いでいるといえよう。^③

中島重は大正デモクラシー状況下でその思想形成を行なったことは広く知られている。すなわち、岡山の六高から東大法科に進んだ彼は、上に見たように小野塚喜平次・美濃部達吉や吉野作造らの学問的影響を強く受け、さらに、学生時代に本郷教会で海老名弾正の説教を聞き、自由キリスト教の指導を受けている。その思想的スタンスは個人の尊厳や権力からの自由アクセントをおくキリスト教的リベラル・デモクラットであり、明治の進歩的知識人に多く見られる国家主義的な傾向や主権の強化に力点をおくナショナル・デモクラットではない。さらに、中島の思想には他の大正リベラリズム的伝統を超える独特の風貌があり、それはキリスト教信仰の強い影響にあつたと見るのは弟子の嶋田啓一郎の弁である。^④

中島は、学界や宗教界で接触した多くの人物のうちで、とりわけ吉野と海老名から受けた影響を重視して、両者を「二人の恩師」と呼んでいた。一九三〇年代のキリスト者としての中島の宗教的実践活動（「社会的基督教運動」）を考える場合、上記の二人に加えて、賀川豊彦（一八八八—一九六〇）の存在の大きさも看過できない。昭和期中島の宗教的実践活動、すなわち学生キリスト教運動SCM、Student Christian Movementを契機に「社会的基督教関西連盟」（一九三二）の創設、そして「社会的基督教全国連盟」（一九三三）の結成へと全国的な社会的キリスト教運動の指導者として積極的な活躍が見られるが、その問題は本稿の課題と離れるので、ここではこれ以上言及しない。^⑤

II 中島重之 Political Pluralism 研究

1 政治的多元主義思想との出会い

中島の学問的領域は日本憲法学、法理学、国家論、社会学の分野に及ぶ。吉野の推薦で一九一七年に同志社大学に赴任し、海老名の同志社総長辞任に伴い同志社を去る一九二九年までの一二年間、法学部で法学通論、憲法、国法学、法理学などの科目を担当した。彼が当時もっとも精力的に研究したのは、同時代のイギリスで展開された政治的多元論 political pluralism を中心とする第一次大戦後の新しい政治・国家思想の研究であった。多元論的政治思想研究の一つの動機は大学の憲法講義のための法や国家に関する基礎理論の研鑽にあったと思われる。それは中島の著書『日本憲法論』で国家論が大半を占めていることからからもよく理解できるであろう。かくして中島の数年におよぶ研究成果が『多元的国家論』(内外出版 一九二二)の公刊となって現われた。

本書は八編の論文から成る論集であり、その論題は次の通り。1 国家本質に関する二大思潮の対立(初出は『同志社論叢』創刊号 大正九年。なお元の標題は「国家本質に関する二大思潮の対立を論じて私見を述べ」となっている)、2 ナショナル・ギルツと国家主権との関係、3 英国に於ける新国家論、4 ギルド・ソーシアリズムの職能連邦国、5 英国に於ける新教会論(初出は『新人』大正一〇年)、6 多元論的国家学説成立の可能性、7 ラスキの多元論的国家学説(本編はラスキの『The Problem of Sovereignty, 1917 第一章「国家の主権」の翻訳)、8 ラスキの『多元国』とコールの『共同体』。発表年次は大正九年から一二年にかけての二年間で完成された。七と八の論文は書き下ろしである。

本書が出版されるやわが国における最も早い多元的国家論の本格的な紹介書(蠟山政道)として好評を博した。しか

し、中島は序文で、本書は「単なる紹介、単なる解説」ではなく、「進んでこれを自己のものとして発展せしめんとするものであつて、いわばこの新学説に対する遙かなる共鳴であり呼応」であると本心を述べている。なぜ公刊に踏み切ったのか。それは多元論とギルド・ソーシアリズムの関係を明かにすることに加えて、「この小著が国家と社会との区別を知らざりし我が国在来の国家思想に対して何らかの刺激となること」を期待したと述べて、従来の官僚的絶対主義の学問たる国家学や国法学からの脱却を意図する動機をあきらかにしている。そこには新学説が国家の絶対性、包括性を打破し、国家の不当に巨大な社会的地位を相対化し、その勢力を限定することに役立つという意識が働いていた。

ここで、改めて中島が受容した英国における新しい政治的思潮とは何か。それは、多元的国家論、もしくは機能学説と呼ばれる政治理論で、そのあるものはギルド社会主義の社会改革の思想と結合して主張され、E・バーカー、H・ラスキ、G・D・H・コール、R・マッキンヴァーらの社会政治思想家によつて唱えられた一連の政治理論をいう。

多元的国家論の源流は複数あり、E・バーカーが一九一四年にオックスフォード大学の哲学会で「信用失墜せる国家」The Discredited State (Political Quarterly, Feb. 1915) の講演を行なったのが多元的国家論の嚆矢とされ、次いで『ハーバート・スペンサーより現代に至るイギリス政治思想』Political Thought in England from Spencer to Today, 1915 が Home University Library のシリーズで出て世に広く知られるようになった。バーカーのコミュニティー論がラスキに影響を与え、その『政治学大綱』Grammar of Politics, 1926『近代国家における権威』Authority in the Modern State, 1918『主権の基礎』The Foundations of Sovereignty and Other Essays, 1921など、多元的国家論の基礎的研究が公表された。そして、これらの諸論文は同時代の日本の学者たちに積極的に受容されたという(蠟山政道「多元的社会観の政治的価値」)。しかし、この問題に関してラスキと並んであるいはそれ以上に大きな影響力を与えたのが、G・D・H・

コールの *Social Theory*, 1920 や R・マッキンヴァーの *Community*, 1917, *The Modern State* などの論著であった。中島はマッキンヴァーの社会理論に触れたとき、あたかも電気に触れたような衝撃を受けたという(田畑忍)。当時、新進気鋭の学者たちは、明治以来の国家学や国法学の強い影響からの脱皮をめざして、国家学的政治学の解体を可能にする方法の究明に向った。中島と同僚であった恒藤恭や今中次磨らは西南学派(ヴィンデルバント、リッケルト)やマールブルク学派(コーエン、ナトルプ、カッシーラー)ら新カント派の科学方法論の導入に熱心であった。恒藤の『批判的法律哲学の研究』(大正一〇)や今中の『政治学における方法二元論』などはそうした方法論議の結晶であった。⁶⁾

しかし、中島は抽象的な方法論ではなく、英米の政治的多元論の研究に取り組んだ。中島を惹きつけたその理論は、一九世紀後半以降の西欧民主主義国家が経験した社会的構造の変化の理論的反映であり、伝統的な近代的自由を新たな社会的状況の下に再確立しようとする企図のあらわれで、第一次大戦を契機とする内外の情勢変化に即して従来の国家理論を批判改善し、それに代わるべき新国家理論として形成された。すなわち、多元的国家論と機能学説は新国家論として、(イ)自由の本質 (ロ)国家の発生・変更と消滅の現実 (ハ)政治活動の本質 (ニ)政治と法、道徳の関係 (ホ)国際関係の捉え方 (ヘ)社会改造の理論など、当面する重要な政治学上の理論的、実際の諸問題の解明に資しうる時代の要求に応ずる学説で、近代政治学の伝統的課題の現代における発展方向を示すものと考えられたのである。

2 多元論的国家思想の論評と受容

(1) 英独国家観の比較

処女論文「国家本質に関する二大思潮の対立」(『多元的国家論』所収の第一論文)の冒頭にマッキンヴァーの『共同社会論』の原文が引用されている。国家と共同社会(基本社会) *community* を峻別し、政治的結社は人々の生活全体

をそのなかに包含したり、支配統制を加えたりしないこと、そして国家は共同社会の内部にあつて特別な権力をもつた団体であることを述べた一節である。それはマッキーヴァーが中島の国家論の形成に与えた決定的で核心的な部分を示すものであろう。

長文の本編は第一次大戦前後の英独両国の代表的な国家観を対比しながら、それぞれの国家理論の特徴を叙述している。対比されるのは、イギリスのミル・スペンサー等の自由主義的国家論とドイツの文化国家主義（ここでは社会政策が高唱され、国家干渉主義が是認される）で、その二大思潮が現実政治の進展にどう関わつたか俯瞰される。それは、両国にみられるコレクティヴィズム（集産主義）とギルド・ソーシアリズム（ギルド社会主義）の対比であるともいえる。イギリスでは伝統的に個人の自由と権利の保護意識が強く、平等の権利の保護のために国家の存在意義があるという見方が、英国人特有の国家思想であり、そこには一種の株式会社と同じく国家目的の有限性の発想がある。すなわち株式会社 joint-stock company と同じく定款に規定のない事項については、いかなる行為も遂行しえないという J・ロック以来の伝統思想があることを指摘する。対してドイツ側の思想として「国家全体社会説」が論じられるのであるが、中島はここで具体的に二つの国家観の典型を取り上げて、両国の国家思想の違いを論評している。そして、その違いが第一次世界大戦にどのように関係したかを究明するのが論稿の狙いである。

イギリス流国家観の典型がハーバート・スペンサー、そしてドイツはヘーゲル系統の国家論として B・ボザンケットが比較の対象になる。スペンサーが唱える「国家株式会社説」 joint-stock protection society は『社会静学』、Social Statics, 1850' や Principle of Sociology, 1876' The Man versus the State, 1884 などよく知られた文献を使いながら、自由主義的理想国家論と、哲学上、科学上の進化論思想がスペンサー理論の全体系の二大支柱になっていることを述べ、その特徴が明らかにされている。他方、ボザンケットについで、『国家の哲学的理論』 The Philosophical Theory of

the State, 1899) に展開されるそのヘーゲル流の「国家全体社会説」が説明される。ボザンケット (Bernard Bosanquet 一八四八一—一九二三) は T・H・グリーンや F・H・ブラッドリーらとともに一九世紀後半から二〇世紀前半にかけてイギリス保守主義を代表するオックスフォード学派の政治思想家である。オックスフォードのユニヴァーシティ・カレッジのチューターを経てセント・アンドリュースの道徳哲学の教授になり、政治理論のほか倫理学や美学の著書も出版した。ヘーゲルの影響を強く受けた彼は反唯物論者で、現実存在する事物は絶対精神の現われとする新ヘーゲル主義を信奉していた。ボザンケットによれば、国家は「真実意思」 *real will* の実体として倫理化され、その主権は「真実意思」の行使と考えられた。個人は国家においてのみ自由であり、国家には個人が自由でありうる条件を整備する役割が課せられているとみた。かくして社会政策の実施を基本とする国家社会主義への道を開いたのであるが、この国家絶対論はヘーゲルの国家観に由来し、ホブハウスやラスキ、ラッセルらからきびしく批判された。ラスキの多元論はいわば国家絶対論のアンチテーゼである。

(イ) B・ボザンケット「国家全体社会説」

中島はボザンケットの国家論を六つの論点に整理して紹介する。まず、国家論の哲学的基礎に関する問題であるが、その独特な「我」の捉え方をあげ、個人が日常経験し意識する「現実我」のほかに、さらに「理想我又は真我」の存在を述べ、そしてこの後者の我は即ち国家にほかならないという論理構造を示す。彼はルソーの哲学的国家理論を評価し、一般意思 *volonte generale* に相当するのがこの「真我」と関連する真意思 *real will* の観念であり、そのように解することによって道徳的自由の意味が一層鮮明に理解しようといひ、人間が日常経験し、意識する意思以上にこのような真実意思が存在し、前者を現実意思 *actual will* と呼びうるのに対して後者を真意思という、と説明する。すなわち、真

意思とは「いわば意思そのものにして、吾人の意思の含蓄せるすべての本性を極度に迄発展せしめたならば斯くもあるべしと思はるべき意思にして、吾人の眞の利益を目的とせる意思に外ならず」（読者の便宜を考慮して、適宜、句読点の付加や漢字の仮名書き変更など原文の修正を行なった。以下断わりなき限り同じ——筆者注）という定義を下している。⁷この「真意思」が国家の意思に他ならないとするのであるが、両者の同一性をどう説明するのか。ボザンケットは心理学的な説明を用いて、「人の心が多数特殊の組織団体の統一的組織たると同じく、国家は大なる精神としての諸多統覚的観念群の統一的組織なり、といふことを得べし」として、「国家は縮小すれば個人の心となり、個人の心は拡大すれば国家となる。国家は実に個人の拡大したるものにして、普遍我と呼び得べく大我と称し得べき實在なり。個人の實在たる以上に實在にして、個人の現実の心が一方に偏し易く不完全なるに對して、国家は最も完全に外部に展開したる個人の心にして、国家は個人の真意思の体現に外ならず。斯の如きが故に、個人は現実意思の外に真意思を有し、此の真意思は国家の普遍意思に外ならざるなり」。⁸

中島はこのような捉え方を「『我』を普遍的実体的存在と観る形而上学なるとともに、又『我』を絶対と観、宇宙の本体たる神と同一視する汎神論的見地に外ならず」と一蹴している。以下に中島の具体的反論が展開されるのであるが、要するに、ボザンケットの国家絶対説とは、国家は何らかの目的に對する手段として存在するのではなく、国家の自己目的性が説かれていること、個人の自由の捉え方は、「現実意思以上に理想我とも言ふべき真意思」があり、「この真意思に服従し之を實現することは、個人の道徳的向上の唯一の途にして之を外にして道徳的向上あるべからず。この真意思に服従するが為には、仮令現実意思を枉げ、之を屈服して苦痛を感ずることあらんとも自己向上の為には忍ばざるべからず。而して国家の普遍意思は真意思なり。故に国家の統制に服従することは個人の眞を為し、大を為し道徳的に向上する所以にして、之を外にして道徳なるもの存在することなし」⁹と服従義務の深い道徳的意義が強調される。言い換

えれば、自由とは放恣や我儘、現実意思の意味ではなく、「真の我の自由たらんが為には我儘と放恣とを抑圧し現実意思に強制を加へて真意思を実現せざるべからず。真意思の実現においてのみ真の我の実現はあり真の自由は存在す¹⁰⁾」。したがって、国家意思の統制に服従することこそ真の自由の意味であり、かくして、法による国家の強制や「強制拘束」すなわち自由、という觀念が生れると論評する。

次に国家と他の団体（社会）の關係であるが、ボザンケットは、国家は他のすべての団体をそのうちに部分として包含する完全なる全体社会で、団体はあくまでも国家内の部分としての存在に過ぎないという觀念を保持した。国家と國際關係の認識はどうであろうか。國際關係は一種の自然状態とイメージされる。すなわち、世界は「完全なる全体社会」相互の対立状態にあり、これらすべての全体社会群がさらに高次の「世界国家の下に組織統一せられざる限りは國際關係は何等の社会的關係にあらず、所謂自然状態に外ならずといふべく、又組織的社會關係ありてのみ道德成立し得るが故に、國際關係は何等道德的關係に非ず非道德的（不道德的に非ず）自然關係に外ならずといふこととなる¹¹⁾」。

最後にこの国家論の特色として国家及び法律の倫理的意義の強調、国家や法への服従によって個人が道德的向上を期しうることを、国家及び法は個人の向上の道しるべの用途となり、服従と適合への努力を通して人は「個我の大を為すことを得」と捉えて、「国家及び法律は道德觀念の具体化したるもの即ち道德そのもの」という觀念をもつことを指摘した。

(四) H・スペンサー「国家株式会社説」

次に中島は『社会静学』 Social Statics（一八五〇）に現れたスペンサーの自由放任主義的な国家論を概観する。スペンサーの明治日本に与えた思想的影響は大きく、本書は明治一〇年代にすでに尾崎行雄訳の『権利提綱』（一八七七）、

松島剛全訳『社会平権論』（一八八一—一八三三）が刊行され、自由民権運動に影響を与えたことはよく知られている。『社会静学』は単純にユートピア的に理想国家を描写する社会学ではなく、すでに自然科学的進化論の思想を基礎に自由主義を論証せんとした処女作であった。¹²⁾ スペンサーは人類の幸福の享受と幸福実現のための行為の自由は天賦の権利として神から与えられていることを強調し、それを「社会構成の第一原理」とよんだ。そしてこの「第一原理」から生命身体の権利、土地使用権や所有権、思想言論の自由、名誉の保持、交易の権利など人類のさまざまな権利が演繹されるとみた。これらの権利は当然、婦女子を含むあらゆる人々に平等に保障されるべきもので、天賦人権ないし自然権と称する権利であると主張する。そして国家はこの自然権を保護するために設立された組織で、他の集団が外部から侵害せんとする時は「防禦」にあたり、内部において特定の個人が権利侵害の行動に出るときは「警察」という役割で内外両面の権利侵害から保護する目的で「各人が自由意思を以て結合組織せる組合」であり、いわば「国民相互保護の株式会社 joint-stock protection-society」であると規定した。租税はこの機能の代償として支払われる。そしてこの組合（国家）は強制加入ではなく、何人にも脱退する権利が留保され、国家否認権 right to ignore state が認められている。要するに、「国家は個人が委任したる範囲内においてのみ活動する職能を有し、義務を有し、国家がそれ以外の事を為すは個人の委託にそむき、個人の払ふたる租税を不当に使用するものにして個人の権利の侵害となり、委託の背任となるものなり」と見做されるのである。¹³⁾

以上がスペンサーの定義する国家の主要であるが、ここでは国家の自己目的性は完全に否認され、国家による個人の拘束は有限であり、個人の人格のすべてがトータルに国家に所属しないため、国家の拘束を受けない自由行動の範囲が許容される。また、国家は全体社会ではなく、多数の個人が集合して組織された「特殊的組合」に過ぎず、決して他の多くの「特殊的組合」を自己の一部分としてその内に包含する全体社会ではない。その国際関係の認識もボザンケット

と対照的で、自由貿易の容認論に見られるように、国家を超越した人類規模の世界的社会の形成を承認する見方がある。そして、国家や法律制度は人類の不完全性が生み出した必要悪 *necessary evil* であると理解している。

(2) 両学説の論評

中島はここで英独両学説の論評を試みるのであるが、まず、彼自身の立場はスペンサーに代表されるイギリス流の国家観に立つことを端的に表明する。その理由は以下の通りである。ヘーゲル流の「国家全体社会説」の哲学的基礎は「普遍實在の『我』」という抽象的な形而上学に立つ国家的汎神論であり、個人を無視し国家のみを實在するものと見る徹底した全体重視の考え方に立っている。それに対して「国家株式会社説」は個人重視の立場から個人の自由活動の意義を評価し、天賦人權説や自然権思想を強調してこの権利自由を保護するための組織として国家の存在を觀念し、前者と全く対照的な純然たる個人主義の立場に立っている。そこで、中島はこの両学説のいずれが現実の国家生活をよりよく説明しうるかという観点から評価を試みている。自由論、国家と社会の関連付け、国際関係の説明の三つの論点について講評している。以下、簡単に論旨を紹介しよう。

まず国家の職能の有限性について両者はどう見るか。ここには当然、自由の問題が関係する。国家の職能の有限性を強調するスペンサーに対して、ボザンケットは、強制即自由とする「国家全体社会説」を取るが、それに対して中島は「自由権の本義」を無視した主張であると批判する。中島は「国家全体社会説」の認識論的基礎と現実の国家の性格の両面から国家の理想主義的定義の誤りを衝く。「国家の拘束が即ち真の自由にして個人は之に服従してのみ真の生活在り得と説くは、現実不完全なる国家をそのまま真善美の理想体なり、完全なる神なり、と為すものにして、これ以上事実に合せざる滑稽事無く、又實際上これ以上徹底せる専制主義是認の国家論無し、と言はざるべからず。独逸の文化国

家主義が畢竟国家の絶対専制に帰するは、誠に之が為なりと言はざるを得ざるなり」と手厳しい。さらに、中島は個人の自由権の覚醒は、歴史上、宗教改革以後の現象であることを強調して、「良心至上主義は宗教改革の骨髄」で、「神の救いは制度の力に依るに非ず、一に各人の信仰に依る」と獅子吼したM・ルーテルの名をあげて、「良心がローマ教会の權威以上ならば、同時に又良心は国家の權威以上ならざるべからず」と説く。かくして宗教改革が原動力になり、数世紀の革命運動を経て漸く信仰の自由権が確立して、宗教と国家の領域がそれぞれ分離独立し、国家の宗教に対する干渉が禁止せられることになった。宗教は国家の職能に属さずという思想が浸透していくなかで、言論集会身体居住移転の自由など多くの重要な自由権が認められるようになった。中島はアメリカの植民地各州の『権利章典』Bill of Rights やフランス革命の『人權宣言』La déclaration des droits de l'homme et du citoyen、などに言及しながら、近代憲法に人民の自由権が規定せられるにいたった歴史的経緯を述べている。ここから自由権と国家の職能論に進む。

歴史的にみて「自由権はその裏を返して言へば即ち国家の職能には制限あり、決して無限なるべからざることを意味するものにして、換言すれば、国家は一定有限の目的をのみ有する人類の結合にして、これが構成員の人格の全部を之に吸収併呑すべきものに非ざることの法律的保障に外ならずといふことを得べし。余輩は自由権の本義は断じてこれ以外にあるべからずと信ずるものなり」¹⁵⁾

それでは、国家の「一定有限の目的」とは何を意味するのか。国家の役割は、内外両面にわたる個人の保護に限定され、それ以外の領域における人間の活動はすべて自由で、宗教・実業・教育・衛生・郵便・鉄道・貨幣などすべて個人の自由活動に放任すべしと彼は説く。

したがって国家の職能は、警察と軍隊の機能に限定された「絶対目的論」に立つて展開される。言い換えれば、職能の範囲は国家の拘束可能な範囲の謂であり、それはまた立法の範囲を意味する。そして、見方を変えれば自由論は立法

の範囲の制限の問題に帰着するという論理が示されるのである。さらに、ジョン・スチュアート・ミルが引証され、「ミルの自由論は此の方面より立てられたる自由論」というコメントがなされた。このように「国家株式会社説」は「第一六世紀宗教改革以来の自由解放運動の精神的衣鉢を正当に継承せるもの」として中島は評価するが、同時にまた、それは理論的脆弱さをもつ主張であるとして、以下の重大な修正点を提示した。

すなわち、(1) 国家の職能の範囲と自由の範囲を固定的に捉える態度のあやまりを正すこと。中島は国家と自由の範囲は表裏の關係にあることに注目し、両者の範囲は常に時代とともに流動し、その範囲は伸縮自在で「永遠固定」のものではないことを主張する。(2) 個人の自由は社会に対する自由ではなく、「国家に対しての自由」であることの明瞭な認識が必要。この修正点は、ボザンケットのスペンサーとミルの自由論に対する批判に触発されて中島が推敲し始めた観がある。すなわち、それは中島の国家と社会の關係の捉え方と密接な関わりがある。「国家と社会とを同一と観る全体社会説の眼を以てするときは、個人の人格中に社会に属せざる方面ありとする自由論は全然不可解の事となる。人格なるものは社会的なるものにして、社会的にして初めて倫理的たり得るものなり。而して社会的倫理的なることが人格の尊むべき本質なりとすれば、人格の社会に属せざる方面ありとするは、即ち人格の非社会的非倫理的方面をいへるものに外ならず。然らばこの意味における自由とは、人格の社会性倫理性を控除したる人格の残滓に過ぎざるものとする外無からんと」¹⁶⁾と紹介して、「国家株式会社説」論者にとつてその批判は「国家と社会とを區別せずして同一視する限り、遂に返答すべからざる最も鋭利なる批難」と肯定的に捉えて、回答は避けて通れない問題であると云う。ということは、中島もミルの自由論が「個人と社会との關係に存在するが如くに思わしめる」主張（『自由論』第四章 個人を支配する社会の權威の限界について論じた一節、「もしも社会と個人とが、それぞれ自己と特別に關係している部分のみを受け取るならば、各々が自己の正当な分け前を受け取ることとなるであろう。人間生活の中、利害關係者が主として個人

であるところの部分は個人に属すべきであり、利害関係者が主として社会であるところの部分は社会に属すべきである」の箇所。中島はわざわざ訳文の原典部分 Each will receive its proper share, if each has that which more particularly concerns it. To individuality should belong the part of life in which it is chiefly the individual that is interested; to society, the part which chiefly interests society を引いている) に対して、共通の不满を抱いていることになる。すなわち、ミルは社会が個人に対して拘束し得べき範囲を認めるが、その議論の骨子は、個人の人格に社会の権威を押し及ぼすことのできない部分のあることを認め、社会的権威の拘束は、社会の守るべき一定領域以内においてのみ是認せらるべきもの、という根本思想があったこと、その意味ではスペンサーの自由論と同じく、ボザンケットが批判する「法と自我とが乖離」した理論であると述べている。それでは、この批難に応える方法は何か。中島は次のような回答を用意するのであった。

「この批難を免れ得る途はただ国家と社会とを嚴重に區別し、自由と職能との問題となるは国家にして社会に非ざること明かに認識するに在り。国家は一定有限の目的を有する団体なり。この団体の成立する基礎に、之と區別すべき社会なるものが存在し、国家は一定の範囲においてのみ個人に拘束を加へ、個人は超国家的方面を有すれども社会の一員としては、なほ道德律に従ふものにして、自由と言へども放恣を意味せず、非社会非倫理を意味するものに非ざるを明確にすべきなり」と。

要するに、社会が国家存在の基礎としてあることを明確に認め、国家はただ社会の構成員が共通目的を実現するために結合した団体であつて、それは一定の職能(機能)をもち、職能の範囲内においてその構成員を拘束できるが、構成員は国家に拘束せられない領域においては、社会の一員として国家に関係なく自由行動を為しうることを認めること、そして職能と自由の範囲を流動的に捉えることによって、個人主義的国家観(「国家株式会社説」)の説く自由論は自由

の理解において万全を期しうると強調したのである。

(3) 「絶対目的論」的職能論と道德律

ここには、中島の国家と社会の峻別論、警察と軍隊の機能に限定する国家「職能」の厳格な「絶対目的論」が見られる。しかし、このように「個人の人格の不可侵と行為の自由」の保障を力説するが、同時に「自由の放恣」に対する中島の警戒心も強い。

国家は真・善・美を掌る社会の領域に立ち入ることはできないが、「超団体（超国家的方面）たる非拘束の自由範囲は道德的自律の拘束の範囲なること」、「自由は放恣を意味せざること、非社会を意味せざること」と社会における道德律の支配を強調する。そして、自由は「国家に対しての自由」であって、社会に対するものではないこと、国家は「基本社会を構成する人々の道德的人格を完成するため、すなわち至高善の理想を実現するための手段」と見る理想主義的国家観もあった。ミルについて再論すれば、ミルは『自由論』において、個人に無制限の行為の自由を与えていないことに気づく。すなわち、行為を自己自身に関する行為（「自己配慮」self-regarding actions）と他者に関する行為（others-regarding actions）に分ち、他者に直接被害を与えない行為を意味する前者には完全な自由が与えられるが、後者は制限されなければならない場合があると主張する。それはミルが国家干渉そのものを悪として否定する自由放任主義の姿勢をとらなかったためである。さらに、他者の安全や利益を侵害しない限り個人の自由を尊重し、個人的自由に対する権力の不当な干渉を拒否したミルであったが、私人間の討議や忠告は禁じていない。個人が価値ある生活を追及する過程で、何が価値ある生活なのかをめぐって相互の批判を奨励し、多様な見解の活発な表明を歓迎していたことを考えると、大衆社会状況下でのプライベートシーを楯にとった他者への利己的無関心や、エゴイズムから距離を置いた

ミルの社会全般の利益を配慮する公共精神や公共性の哲学を看取することができよう。大正中期の日本のミル研究の水準を考えるとやむを得ないことであるかもしれないが、上掲の中島のミル観には当時の功利主義哲学者ミルという学界の一般的なイメージに影響されていたのかもしれない。

木村健康はミルの功利主義はベンサム、ジェームス・ミルら直系の功利主義者という性格付けに反対して、ミルがベンサムに深く学んだことは事実であるが、他面サミュエル・コールリッジ（一七七二—一八三四）やトマス・カーライル（一七九五—一八八一）らに興味をもち、彼らロマン派非功利主義者の影響を受けていることを指摘している。すなわち、ベンサムがいう「最大多数の最大幸福」という命題に関していえば、その「幸福」という用語の中身の違いが問題になる。つまり、ベンサムが快樂といい、苦痛というとき、それは物質的な快樂および苦痛を意味するが、ミルの「幸福」の定義はより精神的な価値の重視を意味する。彼が人生の目的として引用しているドイツの人文主義者ヴィルヘルム・フォン・フンボルト（一七六七—一八三五）の思想によれば、あらゆる人間の天賦の諸能力を可能な限り、調和的に発展させることが道徳の目的であるが、その趣旨は理想主義的な個人主義以外の何ものでもないといいい、ミルの幸福の捉え方がベンサムのそれと大いに異なっていることを述べている。そしてその思想の精密な展開は、木村によれば、トマス・ヒル・グリーン（一八三六—一八八二）によって継承されるのである。²⁰

(4) 国家は目的なりや手段なりや

これまで、国家の職能の範囲と自由の問題をみてきたが、次に国家の目的性について検討する。すなわち、国家は存在それ自体が目的なのであって手段ではないという考え方と、その反対に、国家は他の何ものかの目的の手段として存在するという考え方に分類される。そして「国家全体社会説」は前者の「自目的」（自己目的性）を説き、「国家株式会社

社説」は後者の「他目的」性を主張する。さて両者の見方を中島はどのように論評するのであるうか。

国家「自目的」説を採る「国家全体社会説」は、「畢竟国家を以て人生価値判断の究極的第一標準となすものにして、徹底せる国家至上主義」であるとして、それは現実の国家生活の真相に合致しない見解として斥けられた。それに反して中島は「国家は個人人格の發達の為に存する手段にして、個人こそ自己のうちに国家を利用して發揮達成すべき尊貴なる目的を具有するものにして、あらゆる価値判断の究極第一標準は、個人の自目的性に存し他のすべての物は之が手段に非ざるか⁽²⁾」とあきらかに「国家株式会社説」の立場に与している。

ただ、自由論と同様に、国家手段論はいかにも個人の「放恣我儘を為さんために国家を利用する」觀を与える恐れがあり、そのことが反対論の根柢になっていることを認めて、中島は修正を求めている。すなわち、国家と區別された社会の存在を認め、国家を自己の目的としてこれを利用する個人は、決して単なる個人ではなく、社会を形成し道德的向上の目的をもった「社会的人格者」としての個人であることを明瞭にする必要を訴えるのである。ゆえに、国家が個人的手段として存在するという主張は、何らエゴイステイックな動機に基づくものではなく、社会を構成し、道德的向上をめざす「社会的人格者」の手段として国家が存在する、という趣旨を公言すべしと説いている。

(5) 国際関係論

国家と国家の関係、国際関係論に関する両学説について中島の論評を考察する。まず、批判の対象となる「国家全体社会説」はどのような国際関係論を定立するのか。端的にいつてアナキーな国際関係論が展開されていることがわかる。すなわち、論者(ボザンケット)は国際政治の場では何らの社会的関係も道德的關係も存在しないという認識に立つ。

個別の国家はすべての社会を包容する全体社会であるが、「これら多くの全体社会を統一包摂するに足る大全体社会たる世界国家の実現せらるゝまでは、国家と国家との対立せる関係は何等の社会関係に非ず」、国際関係は非社会的非道徳的「自然状態」が支配することになるといふ認識である。このような判断に対して、それは現状の国際関係の真相を正しく反映しているとはいえず、実際の国際政治の場で「国家の暴虐無道を認容」することになると中島は厳しく批判する。そして、この説の反対論者はこのような国家観こそドイツの国際的不道徳の原因であると批難している。ここで中島は、国家という組織を越えた活発な人類の相互交通の現状を指摘して、ボザンケットら国家至上主義者を論駁している。

すなわち、彼は今や宗教・学問・芸術・経済交流の国際的進展や労働者階級の国境を越えた結社や組織化の実態に触れ、世界には、現在、個々の国家を超越した学会・教会・芸術団体の存在、さらに社会主義インタールのような同一主義者の団体があることをあげて説明している。そのほか国際郵便協定、電信電報、貨物運送、著作権、国際保険機構、世界労働者保護協会、世界監獄公衆衛生協会など幾多の協約がむすばれていることを紹介し、これらは、すべて国境を超越した人類相互の密接な交流から生れる共同利益の保護のために締結せられたものであることを強調している。

そこで、中島がとくに力説するのが第一次大戦後に設立された国際連盟「The League of Nations」である。彼は国際連盟が組織された背景を次のように述べている。

「戦争に依りて人類相互に蒙る惨禍を避け、人類全体の安寧的共存の共同目的を達成せんためにして、今日世界の人類が斯の如き世界的団体を要求するまでにその利害関係が密接共通となりたることを証明するものに非ずして何ぞ。今日には既に humanity はストア哲学者の空想にあらず、又基督教の単なる理想に止まるものにも非ずして、現実の事実として人類すべてを一つの社会として包容する世界的社会なるものは成立し、且つ日一日と発達しつつあるなり」⁽²⁾。

「国家全体社会説」のような「旧思想」は、到底、このような第一次大戦後の世界の政治社会の顕著な変化を説明することは不可能であると断言している。それでは他方の個人主義的な「国家株式会社説」はどうか。こちらのほうが、個人が国家と無関係な方面において、広く世界を通じて自由に人間相互の交通をなしうる状況の説明にすぐれていることを認めたい。さらに、修正増補が必要であるとして次の論点を指摘している。すなわち、国家と区別される「社会が今や世界的に一つにならんとしつつある事実を認め、この世界的社会の共同目的を達するために、個々の国家以外に幾多の団体的結合を発生し、これが国家と並立せんとしつつあるが今日の情勢なることを明かに認識すること」をあげ、そのことが国際関係の真の理解と説明に到達しようと説くのである。またここで、中島は「道徳は地理的境界又は人種的区別を認めず」、「道徳は国家組織を超越して世界的なり」というスペンサーの所説 (Social Statics) を援用しながら、スペンサーが理想論として説いた「世界的社会」という観念が、もはや客観的な事実として出現している状況を、明かに認識する必要があると訴えている。

(6) 国家の定義

(イ) 団体 association と基本社会 community 考

これまで、英独両国の典型的な国家観である個人主義的な国家観と全体主義的な国家観について、自由論・国家目的論・国際関係の認識論という二つの論点を中心に中島の比較論評をみてきた。そして、現実国家の実相の説明としては、個人主義的な国家観のほうに軍配をあげた中島であるが、さらに「第一論文」で国家と社会の峻別論を中心に彼自身の国家本質論が積極的に展開されている。以下、簡単に紹介してみよう。

中島は自らの多元的な国家論を展開するにあたり、それがテンニース Ferdinand Tönnies やマッキンギーヴァー Robert

Morrison MacIver らの思想系統に立って、スペンサーの国家論の原理を復活させようとするものであることを明言している。テンニースはゲマインシャフトとゲゼルシャフト、マツキーヴァーはコミュニティとアソシエーションの二種に社会を分類したが、高田保馬（一八八三—一九七二）は『社会学原理』で犠牲社会と利益社会、あるいは直接社会と間接社会という訳語を考案し、中島はマツキーヴァーのいう association に団体、community に基本社会という訳語をあて、両者を総称する概念の society を単に社会という語で言い表さんとした。そして団体と基本社会はそれぞれどういふ性格の社会なのか、その意義を説明せんとする。唯、彼の社会分類論に関していえば、その訳語について、『同志社論叢』に掲載された「国家本質に関する二大思潮の対立」の初出原稿では、基本社会はすべて「狭義の社会」という用語で統一されており、同じく両者を総称する社会 society は「広義の社会」となっている。Community を「狭義の社会」、society を「広義の社会」という訳語で統一していたのが、二年後の著書に収録された段階では、それぞれ「基本社会」と「社会」あるいは「全体社会」の訳語に修正されたのである。Society については単なる「社会」と「全体社会」が両用されており、ややあいまいさが残っていることは事実である。

まず、団体 association について。中島は「団体とは一定有限なる特殊目的を共同に達成せんためにする人類の合意的結合にして、組織あり職能あり限界あるをその本質とす」と簡潔に定義し、以下、五点にわたってその特色を述べている。

第一は一定有限の特殊目的の達成、第二はメンバーの合意による団体の構成、これは団体がある目的の達成を意図した組織であることと関係しており、合意的結合は目的結合であることの他の一面を表す。そして合意の前提に必ず意思があることを必要とするので、ここに、団体は自然的または本能的結合と区別すべき意思的結合であることになる。合意には契約、明示の合意のほか広く「暗黙の合意」も含まれるとする。第三は団体の組織性であり、組織とは「構成員

に意思の規範を課して之に依拠して構成員が互いに一体として活動し、各自その権限に依じて団体の意思を遂行し得る「仕組」のことで、上下の指揮系統が整備されたハイラーキーのある組織から原始的な構成員全員の直接合議によるすべての団体目的の遂行まで、多様な団体の存在がイメージされている。第四は職能（機能）の存在。これは団体が一定特殊の目的に従って活動し、目的を遂行するという場合、具体的にこの活動を指して職能と呼ばれる。第五は団体構成メンバーの範囲の問題。中島は構成員と非構成員のあいだにある明確な区別を団体の「一定の限界」という表現で呼んでいる。

以上の定義を下したあと、中島は人生には幾多の目的があり、あらゆる特殊目的の集合が人生であると述べ、言葉を変えていえば、それは「欲望の集合」、「利益の集合」を意味する。そして「多数存在する特殊目的のすべてが併存して達せらるべきにあらず」という実状の中で、競合する多くの特殊目的をいかに「総合統一して調和的にその最大量を達成」すべきかという課題が発生する。問題の合理的解決のためには、特殊目的を一貫する普遍的な人生目的を考察する倫理学の必要があると指摘し、倫理学は人生個々の特殊目的の帰趨たり統一たる普遍目的（「最高統一的目的は至高善 summum bonum」）とは何かを論定する学問であると定義する。そして現在、社会の進展にともない利益団体の数は益々増加の傾向にあり、社交クラブから農工商の産業団体、婚姻家族、保健衛生に関する団体、科学芸術宗教団体、学会、教育機関、政党、圧力団体など種類も実に多種多様であると指摘する。

次に基本社会 community について。上述の特殊目的の達成を目指す団体の外に、この団体を派生せしめ、成立せしめる基礎となる基本社会（コミュニティー）が存在する。団体と区別すべき基本社会の特色を中島はどのように説明するのであろうか。

先に団体の特色としてあげられた五点に即して説明すると以下のようになる。

第一は団体が特殊有限の目的をもつ結合であるのに対し、基本社会は不定無限の一般目的を達成する結合、いわば「人生の至高善を実現し人間の本性の發揮完成を目的とする社会」である。第二は基本社会の成り立ちを決して合意を基にした結合ではなく、「本来的に存在し成立せる」ものといえる。ここで中島は「自然的」という言葉が「本能的」の意味に解されるのを警戒して、代わりにわざわざ「本来的」という表現を選択する。言い換えれば、「論理上、団体以前の成立存在を有し、団体の如く人格によりて作り出されず、却つて人格そのものの成立の必要条件にして、人格の成立存在の本来的なると同じく本来的なるもの」が基本社会なりとする。第三に団体は組織をもつが基本社会は組織をもたないということ。それは基本社会が人生の一般目的たる人間本性の發揮実現を目的とする社会であることの当然の帰結である。言い換えれば、基本社会の構成員は自律の道德によつて社会を成り立たせているのであり、眼に見える何らかの組織によつて社会を作り上げているのではない。第四に基本社会には特殊な目的がないために一定特殊な職能がない。そこには構成員各自の至高善の実現を目的とする道德的發達が存在するのみである。第五に構成員の範圍の問題であるが、団体のような構成員と非構成員の區別がなく、その範圍はあいまいでその広狭は考え方如何により伸縮自在である。以上のような特色をあげて、「団体にその存在の最終の意義と目的とを与え、又その成立の可能性を与へつつある所のもの」が基本社会であると結論付けた。

(ロ) 国家は団体 association の一種なり

ここで中島はあらためて国家の定義に入る。先に彼は社会（ソサエティー）を団体（アソシエーション）と基本社会（コミュニティー）に分け、そしてこの両者を合一した広義の社会たる全体社会という構造をあきらかにし、国家は団体の一種であると明言した。基本社会でも全体社会でもない国家という位置づけである。以下、先にあげた団体の五種

の簡条が国家に当てはまるか否かを検証する。

まず国家の職能を論じて、安全保障（「外敵に対する共同防衛」）と国内秩序の維持（法の制定や「警察裁判所監獄」施設の設置）をあげ、スペンサーの自由放任論的国家論はこの二つの職能を以て国家の存在目的と考えたといひ、中島はそれに加えて現代国家の職能として「物質文明の増進」「経済財貨の生産」や貨幣の鑄造、鉄道電信電話郵便の経営、港湾河川の修築、道路橋梁の敷設、灯台航路標識の設置、水道ガス質店浴場旅館の経営、住宅の供給、種子の配布、低利資金の融通等）、「精神的文化の実現」（「人格的内部的価値に其基本を有する宗教学問芸術道德等」の「発達の外部的状況を与ふる」）、を遂行しつつあるという。なお、現代国家は原則的には「経済財貨の生産」活動を行なっていないが、将来、これを国家の活動範囲に加えるべきか否か、社会主義者のあいだで見解が分かれるところであると中島は述べている。このように国家の存在目的は広汎多岐であるが、団体の特性たる「一定有限の特殊目的」を有する結合であることは明らかで、ただ、その目的の範囲や内容は時代により国家によって、多少の変化が生ずるのは見やすい事理であること、たとえば、そこに自由放任や保護干渉の違いが生ずるのは、国家構成員各自の目的意識の如何によって決まることであると説いた。第二の職能の問題は国家目的論と同義であるゆえ再説の必要はない。そして第三の組織の有無については、国家は法によって「各構成員に意思の規範を課して之を一体として結合せしめ、多種多様な機関に依りて完全なる意思の Hierarchy を形（かたちづく）り、各自をして各々その権限に依りて国家目的の遂行に当たらしめつゝ、あるは最も顕著なる事実」と、国家に「完全な組織の実態があるのは明白な事実と力説する。第四に構成員の限界について、一定の国家の所屬員たる資格の問題を例にあげて、たとえば英国人と日本人の違いは明確にして些かの不明瞭もなしとその限界の存在を述べている。ただ、現代の視点からいえば、亡命や国籍離脱の自由といった国際法上の論点も当然議論の対象になるが、国家の構成員に関してその点の論及はみられない。第五は国家に合意的結合の要因があるか否かと

いう問題であるが、他の団体と異なり国家の合意性を認めることの困難を述べて、国家には強制によって維持構成せられる団体としての性格があることを説明する。たとえば、自己領土内に出生した者を国籍法によって本人の承諾を得ず
に国家の一員と認め、その国家の法律を強制し義務を負担させ、もし違反すれば制裁を課するなど合意的結合の証明は無理といわざるを得ない。しかし、中島はこの制度上の強制そのもののうちに、一種の「黙示的合意」の潜在を見出す。
すなわち、個人の人格成長の経路を心理学的に分析したポールドウイン James Mark Baldwin (米哲学者、心理学者一八六一―一九三四) の所説によりながら、「一人格者は他の人格者の刺激を受け教化を受けて之に順応」し、「同時に又一方他の人格者には刺激を与へ教化を与へて己に順応せしむる」ことを通じて人格が成長発達することをあげ、人間の成長にとって「生活上の技術」や風俗礼儀、法律道德などすべての社会の伝統的規範が個人を教化訓練し強制する役割を認めている。伝統的規範の教化や訓練によって個人は自我意識が深められ、生活目的に目覚めて伝統的規範の意義と精神を理解し、そのうちに含まれる生活目的を悟得し、伝統的規範に依拠することがすなわち自己の生活目的の達成にして人格の向上であることを知り、遂に自ら進んで伝統的規範の支持者になり体現者となる。家庭における父母の教戒や叱責、掟の強制が小児の人格の発達において果たす役割は、伝統的規範が国民総体の人格的成長にはたす役割のメタファーである。

「国家に就いても同一にして、人生まれて社会の伝統的道德規範と伝統的法律規範とに強制せられ、訓練せられ教化せられて漸次其の精神を理解するに至り、人生の根本目的たる至高善の理想に目覚め、道德律に深き意義を見出し、自律自治の道德的人格者となるともに、又一面この至高善実現の為に欠くべからざる国家目的遂行の必要を認め、同時に法律的規範の意義を見出し、その強制を是認し支持するものとなるものにして、初め強制せられたるものがその強制に意義を見出し、之を支持し是認し自ら強制の体現者となるに至る経路は、家庭におけると国家におけるとその規模の

大小と複雑の程度とにおいてこそ差異あれ、何れも同じ人格成長の経路中における一齣に外ならざるなり」²⁵⁾

中島はそもそも強制作用には、根底において「強制を是認する多数人の合成的意思力」があり、団体や社会の強制は自然災害のような物理力とはちがった属性をもつと主張している。かくして、強制の基礎に「自由なる意思の協同」を認めて、強制の存在それ自体が国家の合意的形成を妨げるものでないことを説く。このように、中島は国家形成の契機としてルソーの社会契約説や明示的合意を拒否し、默示的合意によつて形成されるものであることを強調した。²⁶⁾ 国家構成員は「瞬間に於いて黙々のうちに国家を是認し之に加入し之を構成しつづつあるもの」と結論づけ、国家は団体の一種として取り扱われるべき必要な性質を十分に具備していることを述べる。

と同時に、彼は他の団体にはない国家のもつ独特の特徴について、以下のように記述している。第一は地域団体（「一定の土地に定着せる人格者によりて構成せらるる団体」としての領土の存在、第二は統治団体としての支配的権力、第三は国家の最高独立性、すなわち主権の所有の三点をあげて、国家の特異性を指摘する。そして、この特殊性のゆえに国家を他の団体と区別すべきとする論者を批判し、それは国家がもつ特殊目的（職能）の性質から演繹せられ導出せられるところの特性に過ぎずとして、あくまでも国家が団体の一種であることを主張する。上記三点の特徴のうち、第二の支配的権力であるが、中島は国家がその構成員に対して、強制的な「統一的意思力」を行使するのみならず、「同列同種なるべき他の多くの団体」に対して自己の統制支配をおよぼす点について次のようにコメントしている。すなわち、国家が商事会社、教会、学会など他の多くの団体を結合組織し、いわば組織全体の支配者として自己の統制下におくのは、団体を自己の一部としてその内に包含、統括する全体社会のような印象を与えるが、それは外敵に対する共同防衛と対内的な「安寧的共存」の保障という国家固有の重要目的の実行に必要な活動に他ならないからである。ここでは、国家の他の団体に対する優越的支配を否定し、あくまでも国家と他の団体は対等な並立関係にあることを主張し

ている。

第三の主権所有の問題であるが、これは国家と地方団体（地方公共団体）が区別される要件として論ぜられる。中島がここでいう主権とは *sovereignty* の意味で、「国家は最高独立にして他の如何なる団体よりも命令強制を受くることなく、自ら命令強制するに当たりて自らの意思のみに依ることをいふ²⁷⁾」と定義する。中島はさらに美濃部達吉の『憲法講話』やイェリネック『一般国家学』*Allgemeine Staatslehre* によりながら主権を (1)「国家内における機関の法律上の位置」(2)統治権と同義に解する主権 (3)「統治権の属性」にして最高独立性の三種にわけ、ここでは(3)の「統治権の属性」の意味で用いていると断わっている。この文脈から推して、中島が天皇機関説に立っていることは明らかである。以上、国家は全体社会にあらず、またその著しい特性にもかかわらず、特別の団体視すべきものにあらずして、他の団体と性質上何ら異なることのない団体の一種であることを弁証するのであった。

(7) 歴史的に観た基本社会と国家の関係

基本社会と団体、国家の関係は固定的に捉えられるべきではなく歴史の変遷の姿において実相を把握すべしというのが中島の確信であった。とくに基本社会 *community* と団体 *association* は、始めはその違いが明瞭に認識され得ない。有史以前の種族・部族 *tribe* は基本社会の要因が強いが、他の部族の侵入に対する防衛や他の部族の掠奪を行なう際には戦闘集団としての団体の職能を發揮し、内部の秩序維持に当たるなど一面において国家と同様の団体としての性格もついていた。その意味で原始的国家は未だ他の職能団体と未分化の状態にあつたといえる。すなわち、そこにはトーマ信仰にみられるような共同の神を崇拜する原始的な教会機能もあつたし、狩猟や漁労をおこなう生産団体、氏・血縁でつながる家族的団体としての性格もみられた。中島は分化 *differentiation* が社会進化のメルクマールであるとすれば、

社会は進化とともに基本社会と他の団体、そして団体と団体が相互に分化発達していよいよ複雑さを増すのは必至であるといひ、国家が久しく団体としての本質が認められず、団体と基本社会を合一した全体社会のように考えられてきたのは、国家が基本社会からの分化発展が遅々として進まなかつたことに基因すると言ふ。

さらに、中島は国家と宗教の歴史を例にあげて、古代ギリシャ・ローマ国家における国家と教会の未分化の状態、中世の教会国家の時代を経て宗教改革後、漸く教会と国家の両団体分化の基礎が開かれたこと、そして国家内部に信教の自由を中心に多くの自由権が確立され、国家によつて拘束支配せられない個人の自由を法的に保障することによつて、国家は一定有限の職能ある団体に過ぎないことが明瞭に理解され、ここにはじめて国家と基本社会の分化がその一歩を踏み出したと述べている。

次に中島は基本社会の範囲の拡大について述べ、はじめ民族 *nation* が基本社会として国家を支持し成立せしめる基礎の役割をはたしていたのが、近年、世界的交通の発達につれて精神的経済的関係が深まり、今や世界をあげて、少なくとも文明国をあげて一団となつた基本社会が現出したこと、その結果、国家を全体社会と見做して自由権の原理や世界的なコミュニケーションに逆行するような国家観が通用しなくなり、国家が一定有限の目的をもつた団体に過ぎないという理解が明白になつたと説明している。ここで基本社会の今後の展望について触れ、「基本社会も益々明白に団体より分化し、益々其の範囲を広め深度を増し、遂に完全にすべての人類を包含するに至り、そのうちより派生せるすべての団体を互いに調和発達せしめ得るに至らざるべきか」と、幅と深さの両面において拡大進化を遂げる可能性を予見している。ここには民族単位から個別の民族を超えた一つの世界社会としての全体社会の拡がりへの展望があり、インターナショナルリズムを志向する中島の姿勢が窺われる。しかし、この基本社会の範囲の拡大志向は、資本主義的民族国家の段階からより高次の世界社会への発展的構想と結び付き、後の『発展する全体』（一九三九年）にみられるような

統制経済や東亜共同体への傾斜となって現れる「諸刃の剣」の性格をもっていたことも事実である。すなわち、中島の社会観のキーワードが結合本位の社会観であるが、社会の進展は結合と連帯の範囲と程度における増大と捉えるその発想が、やがて「全体は又その範囲において拡大する全体として近接する他の小さな全体を合併することもあれば、近接する他の同等なる複数の全体と一つとなって一層高次の大なる全体へと発展する」(「自由主義と発展する全体」²⁹)という全体主義への傾斜の可能性を併せもつアキレス腱にもなったことを指摘しておきたい。

しかし、昭和期中島の政治思想は本稿の直接の検討対象ではない。東亜共同体論とその自由主義思想の変容の考察は別の機会に譲りたい。

以上、「国家本質に関する二大思潮の対立」における多元的国家論の紹介とコメントを試みたが、最後に中島がこの学説のメリットとしてあげる八つの要約を整理しておこう。

(1) この学説によって一六世紀以降確立せられたる自由の本義を正当に理解できること。すなわち、自由は「拘束せられざる自由」、「超団体たる人間としての自由」を意味し、「超団体たる方面は、基本社会の一員としての社会的道德的人格者なりと観るが故に、超団体たる非拘束の自由範囲は道德的自律の拘束の範囲なることを明かにし得、自由は放恣を意味せず、非社会を意味せざることとなる」³⁰(2) 国際関係の正当な理解に役立つこと。国家と区別されるべき基本社会が漸次拡大しつつあり、まさに世界的規模にならんとする情勢を最もよく説明しうる。延いては偏狭なナショナルリズムを回避する役割にも通ずる(3) 国家のレーゾン・デートルが正しく理解できること。すなわち、国家は人生の手段としてのみ存在すること、言い換えれば「個人が基本社会を形(かたちづく)りて其人格を全うするため即ち至高善の理想を実現するための手段」として国家があること(4) なぜ国民が国家や法律に服従しなければならないのか、その理

由が理解し得ること。国家への服従は至高善実現の為になされるのであり、少数者が多数者の決議に従う根拠はこのほかにないこと、そして極端な場合、国民が最終目的たる至高善実現のために国家法律への服従を拒否し、制度破壊の態度に出ることが道徳上の義務たりうる場合もあると述べているが、これは抵抗権の思想を表すものといえよう。(5) 国家の歴史的性情について理解しうること。国家は永遠に存在するものでなく、基本社会を基礎として発生し、変化を遂げ、そしてやがて消滅することが国家団体説によって正しく理解しうる。(6) 法の本質、法と道徳の関係の理解に役立つこと。すなわち「法は団体構成に就ての規範なるがゆえに、団体の特殊目的を標準として割り出さるゝ点において道徳と異なるも、団体の特殊目的は構成員たる各人格者の至高善の究極目的に貢献してのみ意義あるものにして、至高善は各人に内在する人格的価値なるが故に、各人はこの理想実現の為に団体の特殊目的を利用するの権利あり、又其反面には団体の特殊目的の達成に貢献するの義務を有し、この権利義務の規定たる点において法は道徳には非ざるも道徳に即すべき方面を具有するに至る^①」といった両者の関係付けがなされる。(7) 政治の本質並びにその道徳および法との関係について正当な理解が可能。中島は政治を定義して団体の「共同目的遂行の行為」という。政治は国家にのみ存在する現象ではなく、他の団体にも等しく見られる現象であると「政治団体現象説」の立場にたつ。因みに、大正末から昭和初期にかけてわが国の政治学者のあいだで政治概念をめぐる論争があつたが、政治と国家との必至的関連を説く「政治国家現象説」に対して、中島は多元的国家論の立場から政治社会集団現象説を主張したのである。(8) 最後にこの学説はギルド社会主義 guild socialism やサンジカリズム syndicalism、集産主義 collectivism などの社会改造に関する主張とその可能性を理解するのに役立つことをあげている。

多元的国家論の価値並びにその学説史上における位置の評価は、上掲の学問上の実益八ヶ条に尽きていると思われる

が、ここに冗長を厭わずに中島のマッキンヴァーの基本社会論評価を挙げておきたい。すなわち、彼はその国家と基本社会を区別するマッキンヴァーの理論が政治学説史上画期的な意義をもつこと、そして基本社会 community の本質に關する鋭い考察に注目している。マッキンヴァーは、基本社会は実体ではなく心的關係にその本質があると捉え、基本社会は各人が相互に不斷に關係しあう心的活動をなすところに作り出されるものと定義した。言い換えれば、それは客観的には各人に共同の利益 interest があり、主観的には各人にこの利益を充足せんとする意思が働くからに他ならない。人類の利益はすべての社会的活動の源泉であり、「この利益に就ての変化はすべての社会的進化の原動力」になると捉えた。利益は共同的利益 common interest と個別的（「離索的」）利益 discrete interest に分類され、さらに前者は第一次的 primary と第二次的 secondary に分け、後者は「同じからざるもの」 unlike と「互いに補足的なるもの」 complementary と「同じきもの」 like に分類される。このように詳細な利益分析を試みたマッキンヴァーは、基本社会を形成するのは諸利益のうち共同的利益であることを強調する。そして基本社会の代表的なものとして民族・階級として諸種の共同利益集団の三つを抽出した。それぞれの基本社会はその共同利益を追求するために団体を派生し、民族は国家を生み、階級は政党を生み出す。第三の範疇の特殊個別の利益集団としての基本社会について、中島はそれが基本社会の基礎的要件が軽微であるため、「基本社会」の用語がふさわしくなく、「共同体」あるいは「利益を共同にする人々」といった名称が似つかわしいと述べている。マッキンヴァーがイメージする具体的な「特殊個々の共同利益」追求の為の団体とは、第一に「窮極的利益 ultimate interest」の追求のための団体、つまり飲食、生殖のための団体形成、そして「精神的利益」追求のための学問・宗教・芸術団体等を意味し、第二に「派生的利益 derivative interest」の追求のための団体として、經濟に關する団体と政治に關する団体をあげている。このように、マッキンヴァーは基本社会の属性としての利益や基本社会の共同利益を達成するための機関（組織体）として機能する団体の分析、さらに基本社会

会發達の法則の研究など、多元的国家理論の中枢部分を占める基本社会の構造の解明に従事したが、中島はその独創的で精緻な理論に注目し、詳細な紹介を試みたのである。

III 政治的多元論とギルド社会主義

1 ナショナル・ギルドと国家主権

政治的多元論がはじめて日本の学界に紹介されたとき、それはギルド社会主義やサンジカリズムの社会改造論と同一視されたのであるが、そうした誤解を解き、多元的国家論が純学問的見地から見ても立派な新学説であることを証明せんがために、中島は主権(統治権)の問題を中心に国家と他の団体(社会)の関係について積極的に論じた。「ナショナル・ギルズと国家主権との関係」(一九二〇年初出)はそうした主題の一つである。以下、多元的国家論とギルド・ソーシアリズムの関連に就いて中島の所論を述べることにする。

(1) ギルド社会主義、その歴史と主張

まず読者の便を考えて、ギルド社会主義 Guild Socialism の初歩的な定義を紹介しておこう。ギルド社会主義は、一般に第一次大戦前後のイギリスに起った社会主義思想と理解されているが、その歴史は一八世紀の「産業革命以来の英国資本主義の社会経済史および思想史と密接な関連」をもつ「英国特有の産物」³⁾という見方がある。すなわち、チャールティスト運動と「オーウェン主義」がギルド社会主義を準備したのであるが、思想的源流としてはマルクス主義とイギリス土着のトーマス・カーライル、ジョン・ラスキン、ウイリアム・モリスら人文主義者の古典派経済学批判の思想が

あった。

ペンティ Arthur J Pentý の『ギルド制度の復興』The Restoration of the Gild System, 1906 が最初のギルド社会主義の文献であるといわれる。²⁴⁾他に The Contemporary Review に載ったオレイジ Alfred Richard Orage の論文やオレイジが編者となつて出版された週刊紙「新時代」The New Age にギルド社会主義理論が多く発表された。なかでもホブソン Samuel George Hobson の「ナショナル・ギルズ」National Guilds が一九二一―二三年に刊行され、学説の全容が明らかになり、若い層が新しく出版された Daily Herald を支持するようになって、ギルド社会主義は広汎な支持を獲得した。はじめはフェビアン協会が中心メンバーであったが、一九一五年に「ナショナル・ギルド同盟」National Guilds League が結成され、そこが宣伝普及活動の母体となった。思想的には上述の R・オーウェン以来のイギリス社会主義の伝統を受け継ぎ、一方ではカーライルらのロマン主義やマルクス主義の影響を強く受けていた。実践活動の面ではフランスのサンジカリズムの影響も受けている。

その主張は産業の国有化と民主主義的な方針に基づいて組織されたナショナル・ギルズ（全国規模の労働組合）の組織を通して、労働者の代表が産業を管理・運営するもので、賃金制度の撤廃、産業自治論、利潤追求の資本主義的生産様式が人間を機械の一部、すなわち商品に還元したことに對する倫理的批判などがあつた。根底には、労働者階級が今や生産的機能を失つた資本家階級から産業支配権を奪還し、それぞれの社会的機能に従つて分類された教会・労働組合・消費組合等の団体が相互に独立しつつ協力することによって、眞の民主主義が形成されるという考えがあつた。そして生産者団体としての労働組合のみならず、消費者団体である消費組合などもひとしく社会の基本的構成要素として認めた。さらにサンジカリズムと違って、国家の存在も認めた。国家観については彼らの内部で意見の対立があつた。労働者ギルド、消費団体、地方自治体や他の社会団体の代表で構成される連合体としての国家構想もあつた。G・D・H・

ロールの Guild Socialism, 1920 や S・G・ホブソンの National Guilds and the State, 1920、N・カーペンターの Guild Socialism 1922 などが理論的指導書であった。

第一次大戦中は左派の Shop steward (職場の組合代表委員) 運動によって大きな刺激を受けたが、大戦後の一九二一年の経済不況のあと社会運動としては次第に衰退、「ナショナル・ギルド同盟」それ自体も一九二五年に崩壊している。以上がギルド社会主義の簡単な紹介である。

(2) 中島の視角

ところで、中島はどのような視点から主題を論じているのであろうか。

中島はギルド社会主義を集産主義 (国家社会主義) collectivism とサンジカリズム syndicalism の中間領域に位置づけており、国家と労働組合両者の独立併存を主張する彼らにとって、労働者の全国組合たるナショナル・ギルドと国家主権の関係は重大な問題であると指摘する。それは言い換えれば、国家の主権 sovereignty はナショナル・ギルドを支配すべきか否か、支配し得るとすればその支配の範囲はどこまで認められるのかという問題に帰着する。そしてこの問題については、当時、なおコールやホブソンら「新時代」同人たちのあいだでいろいろ異論があり、ギルド社会主義者のあいだで決着のついていないテーマであるという。

本題に入る前に主権とは何かという問題の整理をしている。すなわち、中島によれば前節でみたように主権には三つの用法があるが、ここでは、統治権、すなわち「国家が自己の意思を以て他の意志を支配する権」という意味に解されている。他の団体に対して国家の主権のおよぶ範囲の問題は、イギリスにおいてはナショナル・ギルドの問題がはじめてのケースではなく、歴史的に古く教会と国家との関係において提起せられた周知のテーマであった。宗教改革後の英

国で非国教徒 nonconformity の問題はしばしば革命的騒乱の原因となったが、それは現象的には個人の宗教的信念や良心と国家の主権の衝突の問題であった。結局、信教の自由の確立と国家主権の制限となって決着を見たのであるが、その問題は、「宗教事項をその目的職能とせる教会に対する国家 sovereignty の限界の問題」を意味した。

教会は国家の外に独立し、およそ宗教事項に関する領域に国家が介入することは断乎拒否してその独立不羈を守るという思想は、非国教派教会 Free Church は無論のこと、イングランド (Church of England) やスコットランド (Presbyterian Church) の国教派教会の内部においても国家と教会の葛藤が絶えなかつたことを、Disruption (一八四三年のスコットランド教会の分裂) や Oxford Movement (一八三三年にオックスフォード大学で発生、英国教会に高教会 High Church の教理を取り入れようとする運動。Tractarianism) の事例を引いて説明している。国家と教会の関係をめぐって公にされた議論は大要次の三つに分類される。(1) 教会は国家が法によって設立した団体で独立の団体にあらず、国家の一部としてその内に包摂されるゆえ国家の主権は無制限に教会を支配すべきもの、トーマス・エラストゥス Thomas Erastus によつて唱えられた Erastianism の主張 (2) 教会はまったく国家と独立の団体であり、従つて国家の主権は一切教会におよばないとする立場、Tractarianism と同一の主張 (3) 教会は独立の団体であるという主張に立つが、国家と教会の目的 (職能) は全然異なるものであるゆえに、宗教的事項については国家から独立して自己支配を行なうべきであるが、国家の職能に関する俗世間的事項については主権に従うべしという主張。なお、中島はこれらの議論の叙述をラスキ Harold Joseph Laski (1893-1950) の Studies in the Problem of Sovereignty, 1917 に典拠している。

第一の主張は「国家全体社会説」の立場であり、教会が国家の主権に対してその限界を主張することは不可能である。このことはナショナル・ギルドと国家との関係についても同様で、国家が全体社会ならばナショナル・ギルドはその一

部分となつて国家から独立の団体たりえない。従つて国家と教会、またはナショナル・ギルドの関係が問題になるのは国家を全体社会にあらざとみる主張に立つてはじめて可能となる。ギルド社会主義の哲学はまさにここにあり、として G・D・H・コールの国家観を紹介する。

コールによれば、国家は一種の職能的団体 functional association に過ぎず、他の職能的団体と何ら異なるものではないこと、そして職能的団体の基礎にこれらの団体と区別される基本社会 community, commonwealth が存在して、すべての職能団体はこの基本社会から派生せられ、これによつて支持せられて存在するので、国家と他の団体とは独立の職能団体として併存することは不可能ではないと主張する。中島はコールの職能団体論を「一個の卓見」と評価して、国家と他の団体の関係について正当な理解が可能になると賛意を表している。ここにはギルド社会主義思想と多元的国家観の同質性を見る中島の評価が示されている。³⁵⁾

それでは第二の主張はどうか。この主張は教会またはナショナル・ギルドを「独立の国家又はこれに酷似する団体とならしむるか、又は国家を以て国家たらざる他の一種の職能的団体と化せしむるか」の二つのうち何れか一に帰着³⁶⁾せしむるといい、Tractarianism の教会論は前者に、コールのナショナル・ギルドは後者に帰着すると述べている。

ここで中島は国家の職能のなかでその「特別なる目的と職能」に注目し、対外的な「共同防衛」と対内的な秩序維持(「安寧の共存の保障」)の二つの機能は国家という団体構成の必要条件であり、少なくともこの二つのうちいずれか一つが欠ければ、もはやその団体は国家的性格をもたないという。そして以上の「特別なる目的と職能」をもつた団体は、その目的の遂行上他の団体とは異なつた特別の支配の特徴を示す。中島は国家のもつ主権の機能の仕方而言及しているのであるが、その特徴は「所属個人が他の一方において構成せる団体に対する関係」において著しく現われるという。国家若しくはその類似の団体と他の通常の団体との関係は、普通の団体相互の関係とは自ずから異なつた形相を生ずる

といい、国家若しくはこれに類似する団体は「その団体の目的遂行の必要上、当然その所属個人が同時に他の一方において構成せる他の団体に対して、その目的遂行の必要の範囲内において sovereignty を及ぼし得べきものなることは實際上の必要より承認せられざるを得ざること」³⁷⁾であると述べる。そして、人々が追求するそれぞれの人生の目的は、種々の団体によつて代表せられ、遂行せられるのであるから、団体相互の關係は目的と目的との關係に還元して考えられるべきものである。さすれば、「普通の目的」と「特別な目的」の両者は互いに貢献し、互いに他の達成の条件となりつつある点において両種の目的のあいだに差異はないが、「特別な目的」はその達成遂行の必要上「特別な貢献の形相」を呈せざるを得ないとして、そこに「国家およびその類似団体の他の団体に対する特別な sovereignty の問題」が生ずることになると説く。

昔、教会が国家を支配した例として、ローマカトリック教会をあげる者があるが、ローマカトリックが国家機能の部分的代行を伴ったのは、「自ら教会にてありながら国家と同一なる上記の特別な職能を執り行ひたるが為に外ならずして、極端に言へば、Roman Catholic Church は教会にてありながら又一面強大なる一個の大国家なりしが故に、自己の所属個人が他の一方において組織せし弱小国家を支配し得たるに外ならざるなり」³⁸⁾とそれが中島の議論の反証にならないことを強調している。

(3) G・D・H・コールとナショナル・ギルド

さて次にG・D・H・コールのナショナル・ギルドに関する所論が検討される。

コールは国家が地域に基礎をおく団体であること、そして地域団体は「共同に消費し使用し享樂する隣人の団体」であるがゆえに、国家は消費者の団体としての属性をもつという³⁹⁾。それに対してナショナル・ギルドは生産者の団体であ

る。この二つの団体は人間の異なった両側面をそれぞれ代表し、個人は一面消費者として国家に属すると同時に他の一面では生産者としてナショナル・ギルドに属するのである。両団体は各々の領域においてそれぞれ主権をもち、両者は対等の関係を維持し相手の主権によって支配せられない。コールによれば国家は消費者の団体であり、その職能は専ら消費に関する職能で、それ以外に国家を国家たらしむる「特別な職能」はない。ただ消費という職能の領域において支配を行なうのみで、その実体は国家と呼ぶも通常の觀念でいう国家ではないことになる。まさに、コールが言う「国家を以て国家たらしむる他の一種の職能的団体たらしむる」所以である。

このような国家観について中島は次のように論評している。すなわち、コールの主張は実際上の説明の困難はあるが、理論的には不可能とはいえない。また理想としても反対すべき所論ではないとしつつ、その特徴は従来の国家を説明する場合なされてきた三権分立（立法・司法・行政）の「横断的権力分立」論ではなく、産業と政治との「縦断的権力分立」論を措定し、国家とナショナル・ギルドはその領域において各自立法と行政とを行い、司法のみは両団体の「合同議会」Joint Congress に分掌させる。それは両団体の上にさらに窮極の「第三の組織体」を出現させ、そこに国家の特別な職能の一部を執行せしめんとする発想であり、その「窮極的第三団体」を国家と呼ぶのは無理であるが、「国家に酷似したる団体」と呼びうるものである。コールは国家を消費者の団体と化してその国家的性格を奪い取ったが、この「第三の組織体」に国家の特性を与えることにより、いわば一方に殺して他方に復活せしめたに過ぎずとの誇りは免れないと批評する。

教会と国家の関係に関する第三の主張であるが、ナショナル・ギルドについてこの主張を代表する者はS・G・ホブソンで、彼は国家の職能として法律、医療、陸海軍と警察、外交関係、教育、中央・地方の統治行政の六つの機能を挙げている。国家は産業や階級闘争の問題に煩わされてその本来の職能を十分執行できない現状があるが、これらの機能

をナショナル・ギルドに委任すれば、国家は固有の業務を十分に行なうことができ、「その政府議会及び文武の官制を
持てるままに guilds congress よりは独立に否それよりも優越なる地位に立ちつすら certainly independent; probably even
supreme その職能を行ふべきものなることを信ぜり」とコールとは異なる国家観を表し、ナショナル・ギルドが国家
の主権に服するのは当然のことであると結論する。

ホブソンとコールの意見の違いは何に由来するのか。中島は両者の出発点の相違に注目する。すなわち、ホブソンに
よればナショナル・ギルドが産業問題を負担することによって、賃金制度の全廃による労働者の解放を可能にし、経済
問題から開放された国家はその固有の職務に専念し延いては国家の救済につながると思つたのに対し、コールがギルド
社会主義を主張したのは、サンジカリズムに対してその多大の真理を評価しながら、労働組合が社会内の一切の利益を
代表するものでないことを自覚し、「生産者の専制」の弊害が出来るのを警戒し、別に消費者の利益を代表する団体
の必要を感じたからと述べている。

なおコールのギルド社会主義はロシア革命後その見解に変化が生じたが、それは (1) 国家が唯一の消費者団体でない
こと、(2) 生産者・消費者両団体ともその団体組織はできるだけ地方分権的に改革すべきこと、の二点であることを付
加している。そして消費および使用すべきものには、個人的家庭的なもの、地方的・都市的なもの、国際的なものが
あり、これらの区分を基礎に生産と消費との組織を形成すべきであるとコールはいう。

また、ホブソンや「新時代」同人との議論の結果、コールの見解が変わつたことも事実で、国家および地方団体とナ
ショナル・ギルドの関係について、両種の団体の何れが他に優越するのではなく、両者は互いに補足的関係にあること
を主張するに至つた。

「余は国家の主権説を拒否し、経済的領域においては国家と guilds とは共同的主権 co-sovereignty を有すべく、斯の

如き co-sovereignty は、社会的活動の他の領域においては他の団体とともに亦共同に行使し得べきものなることを主張したり。今においては、余は最早この議論において、余のみ全然正しくしてホブソン氏が全然誤れりとは信ずるものにあらず。ただ余が国家主権説に反対するにおいては依然として変わらず。然れども余は同時に又国家をのみ消費者の唯一窮極の代表者とすることを以て満足せざるに至れり^④。

コールはまた、国家には経済以外の職分ありとして、法律、裁判、中央地方の行政、公共衛生、教育、娯楽や国民生活のサービス機能などを挙げている。これらの非経済的職能は、階級の消滅した将来社会においても存続し、支配の特徴は統治的性格から行政的になり、強制的要素が軽減され組織的には地方分権を予見している。中島はここにコールとホブソンの国家観との近似性を看取している。しかし、国家固有の「特別な職能」を認める限り、いかに僅少なりといえどもナショナル・ギルドに対する国家の主権はおよぶことになり、コールのいう国家とギルドの共同主権や同等性の主張は、その経済的領域における消費者代表としての国家については当てはまるとしても、特別職能を行なう団体としての国家とナショナル・ギルドの関係には適合しないと批判的である。

要するに、中島は国家とギルドの関係についてホブソンの説は正当であるが、あくまでも国家は一個の職能的団体に過ぎないのであるから、他の団体が構成員の人格全体に対して主権が影響力を発揮しえないのと同じく、国家の主権も全体的主権とは言いえない。

従って「窮極の sovereignty はすべての職能的団体を成立せしめ、その各々の間の関係を自由に決定し得る人格者の自律の道徳的意識即ち良心の權威を措いて外に無きものなること」^④を認め、基本社会 community は結局のところ、制度や組織として発現せず、人格者各人の自律の道徳によって成立するものであることを主張するコールの学説には全幅の賛意を表すと述べている。

2 「職能連邦国」論——H・J・ラスキの「多元国」とコールの「共同体」——

(1) 中島のラスキ研究の特徴

中島のラスキ研究は『多元的国家論』所収の三論文、「ラスキの多元論的国家学説」(The Problem of Sovereignty, 1917)の第一章の翻訳)、「ラスキの『多元国』とコールの『共同体』」、そして「英国における新国家論」に見られる。但し最後の論文は特にラスキ一人を取り上げたものではなく、その教会と国家に関する多元論的政治思想の分析という限定された視角から執筆された評論である。⁴³⁾

ハロルド・ジョセフ・ラスキ(一八九三—一九五〇)は政治的多元論から一九三〇年代の大恐慌期にマルクス主義に接近、台頭するファシズムの脅威に対する唯一可能な選択肢として社会主義を容認する立場へと思想的変容を遂げた人物である。『政治学大綱』A Grammar of Politics, 1925をはじめ『危機に立つ民主主義』Democracy in Crisis, 1933『信仰・理性・文明』Faith, Reason and Civilization, 1944などすぐれた著書を多数執筆し、また戦時下の反ファシズム闘争や、第二次大戦中はチャーチル内閣の副首相を務めたC・R・アトリーの補佐役として活躍、そして戦後は労働党議長として実政治に活躍した、まさに理論と実践の両面で大きな足跡を残した世界的な政治学者であった。しかし、中島のラスキに対する関心は一九二〇年代の多元論の時代に限られており、三〇年代以降のマルクス主義に接近した時期のラスキやその政治運動への関心はみられない。それは三〇年代から四〇年代にかけて発表された一連の著書『危機に立つ民主主義』(一九三三)や『国家——理論と現実——』(一九三五)、『ヨーロッパ自由主義の発達』(一九三六)、『現代革命の考察』(一九四三)など、戦時中の作品への論及が全くみられないことからよくわかる。

(2) ラスキの「多元国」論とギルド社会主義思想

中島は初期ラスキの一九一〇年代末から二〇年代はじめの多元論に注目してきたのであるが、本稿「ラスキの『多元国』とコールの『共同体』」はラスキの『The Foundations of Sovereignty and Other Essays, 1921』の『The Pluralistic State』の章を論評したものである。当該論文を取り上げる理由は、それまでに発表されたラスキの論文は単に現実国家の理論的説明に終わっていたが、この論文では持説の国家理論を基礎に、「多元国」(多元的国家論)構想が唱導されている点に意義を見出したからである。彼はそれを一種の国家改造案と見たわけである。

『主権問題の研究』『The Problem of Sovereignty, 1917』は現実国家の説明に止まっており、そこには改造構想はない。『近代国家における権威』『Authority in the Modern State, 1919』には説明と同時にコールの「産業自治論」『Self-Government in Industry』に似た改造立案も備わっている。すなわち、社会には国家およびその他多数の団体が併存し、権力はその職能に従ってそれぞれに分割されており、国家は消費者を代表し、労働者団体は生産者を代表すべきである。そして各団体は並立しその間の関係は自然の協調に任して然るべく、これらすべての団体を統括する優越団体の存在についてラスキは何ら言及していない。中島はこの団体並立論の考え方はギルド社会主義としては初期の思想に属するものと評している。ところが、『The Pluralistic State』に表われた「多元国」構想はこれと大きく異なり、従来の国家や併存する諸団体などをすべて一括して全体を以て国家とする観念がある。以前と違って国家の構造が多元的になっており、それは地域的・職能的両要素から成る「一種の連邦国」になっている。そこでは従来の国家に相当するものが政府 government と呼ばれ、国家による活動によって生じた責任は政府が負うシステムになっている。従来の「一元国」が中央集権的で支配の階層性 hierarchical が強かったのに対して「多元国」は分権的で平等の並列組織 co-ordinate になり、行政の能率は向上し個人の自由は確保されると説く。個人の基本的人權の保障も重要な課題となり、言論の自由、

最低賃金、教育を受ける権利、余暇の享受、結社の自由などは絶対の必要条件で、これらの基本権は「国家以上の根拠を有するもので自然権ともいふべく人格の尊厳そのものに基く」。そしてこのような基本権の保障は、権力分立の下においてのみ可能である。国家の分権的組織化によって人々の政治参加の意欲も高まり、政治の受動的無関心の弊害を除き去るし、「公民」としての積極的能動的な職能活動の分担を通じて「各自に自由創造の天地は開け人格的能力は完成せしめられる」とラスキの所論を紹介している。

中島は上に見た「多元国」の構想はギルド社会主義の成熟期の思想である「職能連邦国」に似ているといい、ラスキの主張にその新しい好適例を見出したと述べている。『近代国家における権威』（序文の日付が一九一八年四月二日）と「多元国」（初出は *Philosophical Review* 1919.11）発表の時期に注意した中島は、短時日のあいだにラスキの国家観が変容した背景にはコールやホプソンのあいだで展開された国家とナショナル・ギルズの関係に関する議論の影響があったかもしれないと推測している。そして、ラスキの変化の方向は、あたかもギルド社会主義全体の国家論の発展の方向と一致して「職能連邦国」論に帰着したと論評している。因みに、ラスキが両著を発表したのはカナダのマツギル大学からハーバードへ移り、一九一六年から二〇年までそこで講師として教鞭をとっていたときであり、長く母国イギリスを離れていた時期に当たる。ちょうど同じ時期にマツキーヴァーがトロントやコロンビア大学にいたことなど考え合わせると、マツキーヴァーから受けた思想的影響やアメリカ社会の実態が彼の政治的多元論の理論モデルになっていた可能性も考えられる。

(3) コール「合同議会」論の変遷——分権的社会組織の具体像——

コールの『共同体』論で中島は何を主張しようとしたのか。取りあげられる文献は『ギルド社会主義再論』Guild

Socialism Restated, 1920) で、コールが以前から主張していた「合同議會」Joint Congress の内容の変化が取り上げられている。職能代表主義 functional representation と職能的民主主義論を唱道し、個人本位の立場から「個人が職能の線に沿って結合して種々の団体を現出する」と観る姿勢は変わらないが、前著『社会理論』Social Theory にくらべて、社会組織論が著しく分権的性格を帯びていることに注目する。すなわち、これまで「合同議會」Joint Congress は国家とナショナル・ギルドの関係を円滑に協同せしめるための協議会のような性格付けが為されていたのであるが、今や権限が拡大され警察の統率、陸海空軍の所有、宣戦講和の権、条約締結の権、国際連盟における主たる代表者たる権などを掌握し、強制力を与えられて絶大なる統合機能をおこなうようになっていて、コールが描く未来社会はちょうど中島のいう「職能連邦国」に合致する。そして分権的に構想された社会組織の具体像について言うならば、コールは全国を三段階に分けて組織化している。最小単位が地区 local、第二が地方 regional、第三が全国 national で、さらに地区は市部 Town と郡部 Township の二種から成る。地方は多数の市部郡部が集まって形成され、地方には中心城市があり経済交通上、比較的独立した広い地域からなる。ギルドに関していえば生産に関する産業ギルドがあり、各地区および地方にはギルド會議 Guild Council があり、全国的にはギルド連合會議 Guilds Congress が組織され産業に関する事項を決定執行する。ほかに公共的奉仕 civic service の従事者のためのギルド、教育ギルド、保健ギルド、その他の公共ギルド Civic Guild がある。そして今日、行政事項の殆んどがこの種のギルドによって執行されている。消費部門では個人的家庭的な個別消費については消費組合 Co-operation を認め、電気水道ガス鉄道等の共同消費公共利用に関しては公共利用會議 Collective Utilities Council を設置してそれを發達せしめる。その他、公民が教育その他一般教養分野のサービスを利用する資格からは教養會議 Cultural Council を、医療衛生保健部門は保健會議 Health Council を置く。かくして一つの市部は最小の自治体として、上述のギルド會議、消費組合會議、公共利用會議、公共ギルド、教養會議、保

健会議等、六種の職能団体の連合から成立することになる。この連合体をコールは「共同体」Commune と呼ぶのであるが、国家学的に見てそれは立派に一個の国家に相当すると中島は主張している。代表選出も重要な要素で、各職能団体はその選挙単位から各自代表者を選出し、その代表者が前述の各会議を構成して「共同体」において相連合する。代表者数は各ギルドの均衡を考えて按分比例される。

さらに、「共同体」が行なう仕事は次の五つの事柄が想定されている。(1) 地区内の資源収入などを各団体に配分して活動資金に充てること (2) 各職能団体間の政策上の不一致の調整 (3) 職能団体間の境界線の決定 (4) 何れの職能団体にも属さない事項(市部の境界変更、公会堂の新築など)の協議提案 (5) 警察司法などの強制作用などがそれである。

さらに、多数の地区的共同体 Local Commune が連合して一つの地方的共同体 Regional Commune を構成する。それは地区的共同体の規模を拡大したもので、仕事の中身は地区的共同体と同じであるが、代表は間接代表制で、各地区の職能団体の代表者の中から互選で決め、リコール制を採用している。そして地方的共同体は若干数が連合して上級組織(「最後の階段」たる全国的共同体 National Commune を形成する。その構造および仕事の内容は前二者とほぼ同じである)が違ひもある。たとえば、(3)の職能団体間の境界(「分界線」)の裁決は社会組織全体の問題たる憲法問題となること (4)の他のいかなる職能団体にも属さない業務としては、宣戦講和、陸海軍の統率、対外関係における代表権などが含まれる。さらに領土や植民地問題などがある。(5)強制作用の問題としては、全国的共同体内部の個人あるいは諸種の団体の反逆に対して、最後の手段として、強制力を加えてこれを服従せしめる機能が与えられる。共同体はこのような多層的構造をもつが、教会や精神的事項に関する職能団体はこの組織に含まれず、特別の位置に置かれている。

最後にこの共同体組織のなかで、従来の国家はどのように位置づけられるのであろうか。コールは従来、国家を「消費者の団体、公共的奉仕の利用者の資格における公民の団体」と見ていたが、ここでは、それぞれ消費組合、公共利用

會議、教養會議、保健會議などの各種ギルドの Council を設けたために、国家固有の行政事務がなくなっている。そしてコールは仕事のなくなつた従来の国家は、今後、漸次「萎縮し死滅する」であろうと予想する。全国的共同体を国家と呼ぶことの是非について、コールは二つの条件、すなわち「新国家」は決して従来型国家の継統ではなく、また構造的に再現したものでなく全く別種の組織であることを念頭に置いた上で、それを国家と呼ぶのならばあえて反対しないといつた。⁽⁴⁾

すでに中島は、コールの「合同議會」Joint Congress は国家にはかならないと表明しているが、この「共同体」に関してもそれは当てはまることを明言している。すなわち、それは「職能連合主義を基礎として考案せられた社会としては最も徹底したもので、もし立案された未来社会が国家であるといひ得るならば、「共同体」構想は中島のいう「職能連邦国」の最も典型的なものであらうと述べている。

むすび 二つの「職能連邦国」論——新たな国家像をもとめて——

以上、中島は、ラスキの「多元国」とコールの「共同体」の思想がともにギルド社会主義思想の円熟期に入ったことの証明として、二人の「職能連邦国」論を検討してきたのであるが、共通面はともかく、両者の思想上の違いについてより突つ込んだ比較分析はみられない。当時の中島の理論的な関心が、従来型の絶対主権をもつた国家に代わるさまざまな国家像の模索にあつたことを思うとき、資本主義的な国家構造を唯物史観に立つた階級的分析ではなく、西欧的民主主義と個人主義の伝統に基いた機能主義や多元論の立場から、真剣に第一次大戦前後の国家改造を打ち出した政治理論に強い興味を抱いたことは素直に理解できる。従つて、ギルド社会主義と政治的多元論の理論的構造の解明が主たる

狙いであったと思われる。思想家ラスキとコールの比較や両者の思想遍歴といったいわば思想史的な関心は後景に退いているといえよう。

これまで、本稿で観てきた中島の所論で気付く論点は幾つかある。まず、第一に指摘すべきは、リバタリアンでコミュニタリアンでもあった中島の政治的思惟の基本的特徴として挙げられるのは、個人と市民社会を重視する立場から、国家権力の発動をミニマイズするために集団を単位とした国家論の組み替えを行なったということであろう。中島の政治的多元論への接近の動機とは別に個別の論点としては、多元論における国家と基本社会を峻別する発想の画期性の強調、教会と国家の関係や、宗教思想および道徳思想の問題を論じた比重の大きさが印象的である。とりわけ、教会と国家、宗教と道徳思想の関係は彼のキリスト教信仰と深い関係があり、後の「社会的キリスト教」運動の伏線とも考えられよう。それはまた、中央集権的な国家社会主義 collectivism やボルシェヴィズムに対する違和感の表れとも受け止められる。ともあれ、中島のトータルな思想分析が本稿の課題なのではない。大正期日本の政治学者中島重における政治的多元論の受容の紹介とコメントを以て、一先ずは諒としなければならぬ。

- (1) ブルンチユリー Johann Kaspar Bluntschli の『国法汎論』やシュタイン Lorenz von Stein、グナイスト Rudolf von Gneist、モッセ Albert Mosse ら一九世紀中葉におけるドイツ国家学や公法学の有力な学説が日本に影響を与えたこと、そして明治一五年に憲法取調べに渡欧した伊藤博文らの一行が彼らに師事してその講義を聴き、その講義筆記等が日本で公刊流通されて広く読まれた経緯については、蠟山政道『日本における近代政治学の発達』(實業之日本社 昭和二四年)第二章 近代政治学の形成 2節 国家学派 にくわし。
- (2) 南原繁 蠟山政道・矢部貞治『小野塚喜平次——人と業績』七七頁 岩波書店 昭和三八年。なお、小野塚政治学の理論的特質と政治的・思想的傾向を本格的に論じた著書として、田口富久治『日本政治学史の源流——小野塚喜平次の政治学——』(未来社、一九八五年)がある。
- (3) 小野博司『明治憲法と政治的多元主義——美濃部達吉と中島重の学説比較を中心に——』(『阪大法学』二四三号 五六—三 二〇〇六・九)は戦前における明治憲法の解釈論として、「人民の権利の前国家的性格を認める議論(自然権論)」の典型として中島の人権論を検討して

いる。具体的には大日本帝国憲法第二章「臣民権利義務」第一条―第三条に關する中島の自由権論の紹介である。

中島はその著書『日本憲法論』(一九二七)の構成において、天皇や他の政治機関より「日本国民」が「本論」の冒頭に据えられていること、天皇機関説の精神に適う国民道德の構築の意義、穂積八束ら天皇主権論に立つテオクラシ的な憲法学の下で「軍隊精神」や「官吏精神」を通じて涵養されてきた「臣民」像、すなわち支配の主体ではなく客体としての国民像からの脱却を説いて、憲法上人民の新たな定位をめざしていたことなどを挙げて、中島は憲法上での人民理解に強い関心を抱いていたと主張する。そして、自然権的な人權論を憲法解釈上承認した中島は、美濃部の考えをさらに前進させたと評価し、そこに大西祝や人民の政治的自律を唱えた吉野の影響のあったことを指摘している。さらにまた、中島は政治的多元主義を通じて、道德や宗教は国家とは別のアソシエーション(職能団体)によって担われるべきであるとする「俗権と教権の分離(聖俗分離)」論、すなわち国家の中性的性格を主張したことを指摘し、それは国家の道德的優越性を否定し、天皇制国家の最大のタブーであった国体批判につながるラディカルな見解であったと中島の個人本位の人格主義法理学や政治思想を高く評価している。大正期中島の法・政治思想に対する鋭いコメントであるといえよう。

なお、田畑忍(一九〇二―一九九四)は中島が美濃部の学統を受け継ぐ憲法学者であることを述べ、同志社時代の少壮気鋭の中島が「その天稟の雄弁を以て、美濃部博士の憲法学説を多元的国家論のうちに溶解し、血氣の学生を魅了せられた」こと、「それは学生の関心が恰も自由主義華やかなる時代より、漸く社会運動へ向けられつつあった時代であった。而も教授は、憲法学者であることよりも、レヒツフィロゾフであることに矜をもたれていた」と述べて、その社会法学的自由法学的主観的学風が当時の同志社を支配したことを証言している。ただ、佐々木惣一に親炙した田畑にとって、彼は中島の国家論の影響を受けたことを認めながら、その主観的価値政策的自由法論的立脚点には、学生時代より賛成できなかったと告白している(田畑忍「憲法学の基礎理論」四〇―一四〇二頁 日本評論社 昭和十一年)。

(4) 嶋田啓一郎「中島重」(同志社人物誌)同志社時報 一九九一―一九六八・三

(5) 岩井文男「同志社労働者ミッシン並びに日本労働者ミッシン成立前後―中島重先生の書簡をめぐって」(『キリスト教社会問題研究』第三〇号 同志社大学人文科学研究所 一九八二年二月)。岩井は中島の学生で大学卒業後勤めていた三井銀行を辞めて、「日本労働者ミッシン」の派遣員として京都府下の農村伝道に入ったいわば若い同志である。当時の中島の岩井宛書簡が紹介されており、そこには「社会的基督教」運動に寄せる中島の熱い情熱が吐露されている。

なお、最近の「社会的基督教」運動の研究に、大谷栄一「中島重の社会的基督教と妹尾義郎の社会的仏教」(日本宗教学会大会報告 二〇〇八年九月)がある。一九三〇年代の日本で宗教者は社会にどのように向き合ってきたかという問題を公共哲学、公共宗教論の視角からア

ブローチし、近代日本における宗教の公共的役割を検討するのがねらいであるという。研究成果の成稿が待たれる。

- (6) 同志社時代の今中がその社会科学方法論の構築に関して、ケルゼンのカント的規範主義¹¹理念的一元論に疑問をもち、シユタムラーの目的科学の概念に依拠しながら初期の政治学の構築をめざしたが、カント的な方法二元論は克服されないままであった。そこで彼はこの方法二元論を克服するために、オーストリー社会学派、とくにグンプロヴィッツの社会科学方法論を受容するが、その自然科学的「実証的(二元論) (positiver Monismus)」にあき足らず、「社会的集群とその闘争のうちになお織り込まれている価値的なもの」を認めながら、「人間集群」の存在を社会科学のにあきらかにする課題をカール・マンハイムの「知識社会学」ないし「イデオロギー論」に見出した。この点に関しては田口富久治『日本政治学史の展開——今中政治学の形成と展開——』(未來社、一九九〇年)二七頁参照。

- (7) 『多元的国家論』二二—二四頁 内外出版 一九二二年

- (8) 同上 一五頁

- (9) (10) 同上 一六頁

- (11) 同上 一七頁

- (12) 中島重『スペインサー』九頁 三省堂 昭和一〇年。

なお、中島は本書でスペインサー研究が明治時代にあれほど盛んであったのに、大正以後あまり問題にされなくなったといい、その理由として彼の自由主義が時代遅れになったことが一大原因であると述べている。そして、スペインサーの社会進化論が徹底した非干渉主義的自由主義を論証するためになされたことが、思想的限界の一人であることは確かであるが、しかし、従来、歴史を超越した自然法・自然権の理論をもつに過ぎなかった自由主義が、スペインサーによってはじめて社会進化論の基礎の上におかれたことを特筆すべき長所であると主張している。さらにまた、「唯物史観や弁証法に限界が感ぜられ、社会思想に新しい展開を要請せられている今日、スペインサーの思想が今一度顧みられてもよい」(同書 序文) 理由として、その軍事型社会から産業型社会への進化の原則や統合化を社会進化の根本と観る観念をあげている。『多元的国家論』執筆当時にくらべて、その自由主義評価の姿勢が後退しているのは明瞭である。

- (13) 『多元的国家論』二〇頁

- (14) 同上 二四—二五頁

- (15) 同上 二六頁

- (16) 同上 二八—二九頁

- (17) 『自由論』 J・S・ミル著 塩尻公明・木村健康訳 岩波文庫 一五一頁
- (18) 『多元的国家論』二九頁
- (19) 山下重一「ベンサム、ミル、スペンサー邦訳書目録」『参考書誌研究』第一〇号、一九七四・一一 なお、小松春雄ほか著『イギリス政治思想史』第九章「功利主義の政治思想」(山下重一執筆) 参照 木鐸社 一九七四年二月
- (20) 木村健康「解説」『自由論』 J・S・ミル著 塩尻公明・木村健康訳 岩波文庫。なお、コールリッジやカーライル、ドイツ観念論哲学の思想家など、彼とは異質な人物の思想の理解に努めたことが『ミル自伝』第七章の記述に表われている(朱牟田夏雄訳岩波文庫版二二二頁)
- (21) 『多元的国家論』三二頁
- (22) 同上 三五頁
- (23) 同上 三九頁
- (24) ホールドウインの「人格の弁証法的成長」dialectic of personal growth の説明は以下の書物 James Mark Baldwin, Social and Ethical Interpretations in Mental Development. pp13-65, London Macmillan & Co., Ltd, 1913 においてなされている。同上 五一頁
- (25) 『多元的国家論』五三頁
- (26) ここで中島の社会契約論に触れておかなければならない。中島はその国家理論形成の上で社会契約説の影響を受けているが、全面的な契約説の肯定論者ではなく批判的に摂取しており、その政治的多元論は契約説とのいわば理論的な対決を経て形成されたものであるといえる。すなわち、彼はロックやルソーらの伝統的な契約論を批判して、「一定不変、万古不易の自然法」が人間を支配し、人類が国家を形成する以前の状態は、この自然法が支配する自然状態であったとする理論を否定するが、さりとて社会契約説を全面的に否定する立場ではない。むしろ、新しい形における一種の社会契約説ともいべき国家論が彼の多元的国家理論であるといえよう。

中島は処女論文を発表する前年に、「社会契約説の新しい観方」(『政治学経済学論叢』第一巻第一号 大正八年一月)と題する論文で、社会契約論とその信条上の前提となっている自然法の「誤謬」と「真理」についてくわしく検討している。中島は歴史法学派や法実証主義者がいう自然法の存在証明不能の論理を正しいとしながらも、実定法や慣習法の基礎にある条理や理想、規範意識に注目してそこに新たな自然法の意義を見出そうとする。すなわち、「人の心に実定法以上の法的規範なるものがあって、之に依りて初めて実定法も理解することができ、之を批判改造することもできる」と説明し、この「新しい意義の自然法を前提として、私の社会契約説とも呼ばれ得べき国家論を立てようと思ふ」と述べている。

次に契約概念の検討に入り、「自由にして平等なる個々独立の個人が相集りて契約を締結し、依りて国家なる団体を形成するに至りしことを説く」社会契約説は史実に反する虚妄の学説として、それはすでに完膚なきまでに論破されていると主張する。中島は原始時代の人類は個々独立に生存せず部族 *tribe* 単位の集団生活を営み、トーテムズムに支配され、同一習俗に支配される緊密な団結があったことを述べ、人類の団体構成という史実に注目している。そして、それは未だ「自然的本能的の団体」で、蜜蜂や蟻の団体とあまり変わらぬ性格をもち、自我意識ある人格者が意識的に形成した団体ではなかった。それでは、個人の自我意識はどのようにして形成されたのか。中島はポールドウインの学説 (*Mental Development in the Child and the Race* 1895) を引用しながら、小児の自我意識の発現過程の研究成果を人類に適用して、人類の種族形成段階からの自我意識の発現過程を推論するという方法で論述している。小児は母親や乳母など身边に最も近い「人格者」との接触を通してその存在を次第に認知し、模倣することによって彼ら人格者の自我を我に移して自我意識を獲得する。人類の自我意識の発達もこれと同じで「他の人格者に刺激せられ、育成せられて生れ出づるものであって、他の人格者無くしては自我意識は成立しない」。原始人類の自我意識の発現も恐らくこれと同様であって、「本能的自然的の一体のうちに多くの者が互いに刺激し育成して居る処に、朦朧と最初の自我意識があらはれしものなるべく、此自我意識が次第に深まり、強まり行くものに外ならぬのであらうと思はれる」。そして個人の個人たる所以は自我意識にあると考える中島は、「原始時代に於ては団体あれども、未だ自我意識無く未だ個人無しと言つても差支え無く、個人は実に社会あり団体ありて而して後に出来たものと言ふべきもの」との説を立て、社会契約説論者がいう自然状態下における自由平等で独立した個人が契約を取り結んで国家を形成したと主張するのは、進化論や人類学を知らず発生心理学にも無知である証拠と述べた。

つまり、中島の見るところ、初めにまず団体や社会があり、その後集団内部で自我意識が芽生え、個人が形成されること、そして自我意識が形成されてそれを基礎に規範意識が生まれる。そしてこの規範意識に基礎をおく「理想法としての新自然法」が成立するのである。一定不変の自然法から出発し、人類が、歴史的事実として、社会契約を結び国家を形成したと説明する社会契約説とその時間的順序がちやうど逆であると説いた。新自然法に立脚する中島の社会契約説についてこれ以上の紹介は省くが、契約説の眞の精神、つまり、契約説の眞諦が何かについて彼の説くところを瞥見しておく。

中島はイエリネツクの『一般国家学』の所説を引用しながら、論者が契約という用語によって主張しようとしたことは、「国家存立の根拠理由」の説明にありとし、また、ルソーの契約説の一節を用いて「国家の強制が決して単なる強力にあらず、契約に依りて自我自らより出でたる所のものにして、自我は国家の強制に従うも決して是を自我以外のものに服従するに非ず、矢張り自我に服従するものに外ならずして、之に依りて国家強制に正当なる根拠を与へると同時に個人の自由を確立せんとするにあつた」と述べている。要するに、「国家は自我に出で

て自我に返るものにして之に服従するも自由独立たるを失ふもので無いという点」の強調が契約論の真諦である。それと関連して中島は社会契約説には人格尊厳の精神が内在することを強調している。

以上、中島は規範意識としての自然法を承認し、「自然状態に生息せる自由平等なる個人は集まりて国家を現出」したとする社会契約説に対して「自然の本能的一体の内に、自我意識が発現し、自我意識発現して、その上に規範意識としての自然法理想法が成立する」ことを説いた。彼は「社会契約説を全く時間上において顛倒」せしめたと強調し、その理論的営為によって「楽園」(自然法の支配が完全に実現し、各人が平等にして自由な自然状態を享受しうる状況)を過去ではなく未来に実現しようとしたと述べている。このように自我意識を重視し、規範意識によって国家が構成され、成立せしむるものであることを強調したが、そのことよって人格の尊厳が承認され確立されるのみならず、国家が自然的本能的団体から人格者によって意識的に構成せられる「倫理的法的団体」へと転換を遂げ、これによって益々、国家の本質が発揮されることになると述べている。ところどころ文章が抽象的で晦渋な箇所があるが、彼が主張する新らしい形の社会契約説が、総じて倫理的で理想主義的国家論の性格を色濃く示していることは十分理解せられるであろう。

(27) 『多元的国家論』六〇頁

(28) 同上 六五頁

(29) 中島重『発展する全体』一六二頁 理想社出版部 一九三九年

(30) 『多元的国家論』六六頁

(31) 同上 六九頁

(32) 同上 一〇九―一一二頁

(33) 山田長夫『ギルド社会主義』社会思想史辞典』四二八頁 創元社 昭和三六年

(34) The New Encyclopedia Britannica Volume 5 pp.550-551

(35) 田中真人は中島がギルド社会主義を以て多元的国家観の現実的適用と考えたと指摘している。田中「ギルド社会主義と中島重」(『キリスト教社会問題研究』第三〇号 四〇八頁)

(36) 『多元的国家論』七八頁

(37) 同上 八〇頁

(38) 同上 八一頁

(39) 社会学者の高田保馬(一八八三—一九七二)は、ギルド社会主義者の消費者の団体としての国家観を次のように説明している。「国家(其の一部分をなし又これと性質を同じくする地方自治体もまた)は地域的結合である。相隣りすむ人々としての結合である。然るに此の共住者間の結合は結局消費者としての結合である。国家⇨地域的結合⇨消費者結合、国家⇨消費者結合という等式が茲に成立する」と述べ、結合の紐帯はその「物質的様相」において見る時は彼らの「物財及び勤労の共同使用者、共同消費者」という事実であること、そして「公園、道路、家屋、水流、及び数多の公共的効用は一定範囲内の住民によりて共同に消費せられる」(ギルドソシアリズムの社会学的考察「政治学経済学論叢」第一巻第二号、一九七一—一九八頁 同志社大学法学会、大正八年五月)。

(40) 『多元的国家論』八四頁

(41) 同上 八八頁

(42) 同上 九一頁

(43) 中島とラスキ研究については拙稿「中島重におけるラスキ政治理論の受容」(『キリスト教社会問題研究』第三〇号)参照

(44) G.D.H.Cole, *Guild Socialism Re-stated*, Chapter 7 The Structure of the Commune p.121, London Leonard Parsons, 1921. 『多元的国家論』二七二頁

〔付記〕 本稿は日本イギリス哲学会 第三四回研究大会(於慶応義塾大学日吉キャンパス、二〇一〇年三月二十七日開催)シンポジウム「大正期の日本思想に与えたイギリス思想の影響」における報告ペーパーが原型で、それを加筆修正して成ったものである。

